

資料2

**男女共同参画に関する意識調査  
結果報告書（概要版）  
(令和6年度)**

**令和6年12月**

**愛媛県 保健福祉部生きがい推進局  
子育て支援課 少子化対策・男女参画室**

# 目次

第1章 調査の概要 .....	1
第2章 調査結果の概要 .....	6
1. 男女平等の意識について .....	6
(1) 男女共同参画に関する用語の認知度（問1） .....	6
(2) 男女の地位の平等感（問2） .....	7
(3) メディアにおける性別役割分担や性、暴力の表現に関する考え方（問3） .....	8
2. 男女の人権について .....	9
(1) 夫婦間、生活の本拠を共にする交際相手の暴力の有無（問4） .....	9
(2) 女性に対する暴力をなくすための方策（問5） .....	10
3. 困難な問題を抱える女性への支援について .....	11
(1) 女性であることを理由とした困難な問題を経験したり、見聞きしたりした経験の有無（問6） .....	11
(2) 女性であることを理由とした困難な問題をだれかに打ち明けたり、相談したりしたか（問7） .....	12
(3) 女性であることを理由とした困難な問題をだれかに打ち明けたり、相談しなかった理由（問8） .....	13
(4) 女性であることを理由とした困難な問題を抱える女性の相談支援体制は整備されていると思うか（問9） .....	13
(5) 女性であることを理由とした困難な問題を解決するために必要な支援や環境（問10） .....	14
4. 防災について .....	15
(1) 地域の防災活動の認知度（問11） .....	15
(2) 地域の防災活動における男女の活動に関する考え方（問12） .....	15
5. 教育について .....	16
(1) 教育に対する意識（問13） .....	16
6. 家庭生活等について .....	17
(1) 結婚、家庭、離婚についての意見（問14） .....	17
(2) 家庭内の家事・育児・介護の分担等（問15-1） .....	18
(3) 育児・介護に対する社会支援（問15-2） .....	18
(4) 家庭での役割分担の現状（問16） .....	18
(5) 家庭での役割分担の現状に対する満足度（問17） .....	19
(6) 男性の家事等への参加に必要な条件（問18） .....	19
7. 女性活躍について .....	20
(1) 女性がもっとついた方がよい役職や公職（問19） .....	20
(2) 女性のリーダーを増やすときの障がい（問20） .....	20
(3) ポジティブ・アクションに対する考え方（問21） .....	21
(4) 本県における女性の労働条件（問22） .....	21
(5) 女性が出産後、働き続けていくために家庭・社会・職場において必要なこと（問23） .....	22
(6) 今後、女性の活躍が重要な分野（問24） .....	23
(7) 女性活躍の推進や仕事と家庭生活の両立支援などに取り組む企業等に対するイメージ（問25） .....	23
8. 男女共同参画社会について .....	24
(1) 行政が力を入れるべき事項（問26） .....	24
(2) 男女共同参画社会の実現に向け、県が実施すべき事業（問27） .....	25
第3章 調査票 .....	29

# 第Ⅰ章 調査の概要

## I. 調査概要

- ・調査名：令和6年度男女共同参画に関する意識調査
- ・目的：男女共同参画の視点から県民の日常生活における性別役割分担等の意識や実態等を把握し、今後の男女共同参画の施策の基礎データとする。
- ・調査期間：令和6年10月
- ・調査対象者：18歳以上の県内在住者
- ・標本数：2,000人
- ・実施方法：インターネットを活用したモニター調査

	調査対象者（標本数）	有効回収数	有効回収率
今回調査（令和6年度）	2,000	2,000	100.0%
前回調査（令和元年度）	2,000	908	45.4%

## 2. 報告書の見方について

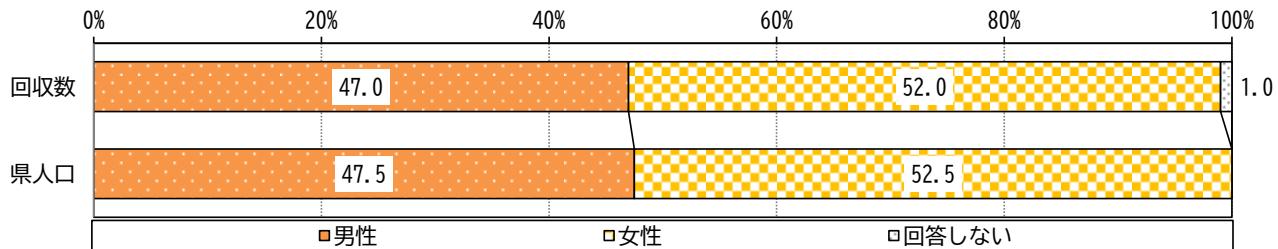
- ・グラフ及び表中のN（number of case）は、集計対象者総数です。
  - ・回答結果の割合「%」は、回答者数（N）に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。
  - ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの回答者数（N）に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、「%」合計が100%を超える場合があります。
  - ・グラフ及び表中に「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答条件に沿っていないものを含んでいます。
  - ・参考のため、「男女共同参画に関する世論調査」（前回調査）と共通の設問の比較を行った。但し、前回とは調査方法が異なります。
  - ・前回調査（令和元年度）：選挙人名簿から層化2段無作為抽出のうえ、郵送により実施しています。
  - ・国調査の出典元は下記調査結果から抜粋しています。
- ① 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（男女共同参画社会に関する世論調査（令和4年11月）
- ②内閣府「男女間における暴力に関する調査票」（令和5年11月～12月）

### 3. 性別・年齢別・職業別・生活文化経済圏別の回収結果

回答者数（人）	全体	性別		
		男性	女性	回答しない
全 体	2,000	939	1,039	22
年 齢	18~19 歳	6	1	4
	20~29 歳	142	43	95
	30~39 歳	292	118	172
	40~49 歳	439	192	237
	50~59 歳	443	183	257
	60~69 歳	385	187	196
	70~79 歳	270	201	69
	80 歳以上	23	14	9
職 業	農林漁業	39	26	13
	自営業	122	93	29
	勤め人（常勤等）	869	486	370
	勤め人（パート等）	368	74	288
	主婦・主婦	232	10	222
	その他（学生等）	36	17	17
	無職	334	233	100
生 活 文 化 経 済 圏	松山	947	433	503
	西条・新居浜・宇摩	469	217	247
	今治	246	115	128
	宇和島	150	76	72
	八幡浜・大洲	188	98	89

## ■県総人口と回収率での男女比率の比較

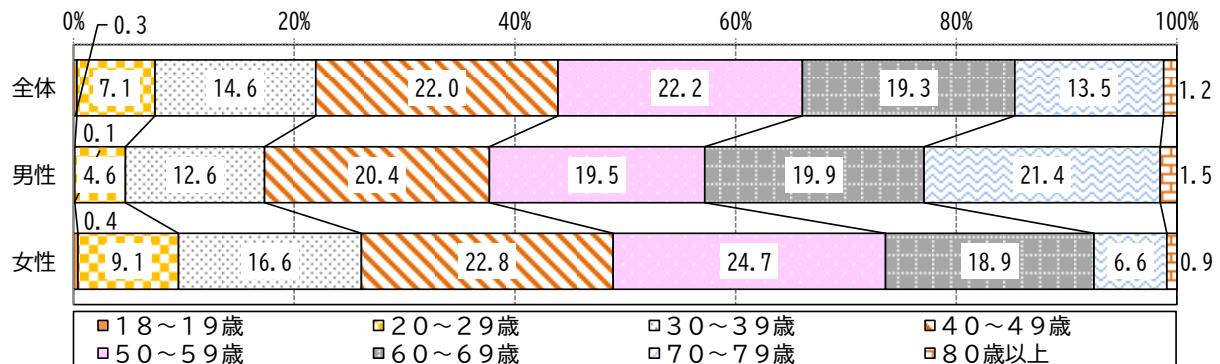
(N=2,000)



※県人口は令和6年11月1日現在。総人口：1,274,554人、男性：605,727人 女性：668,827人

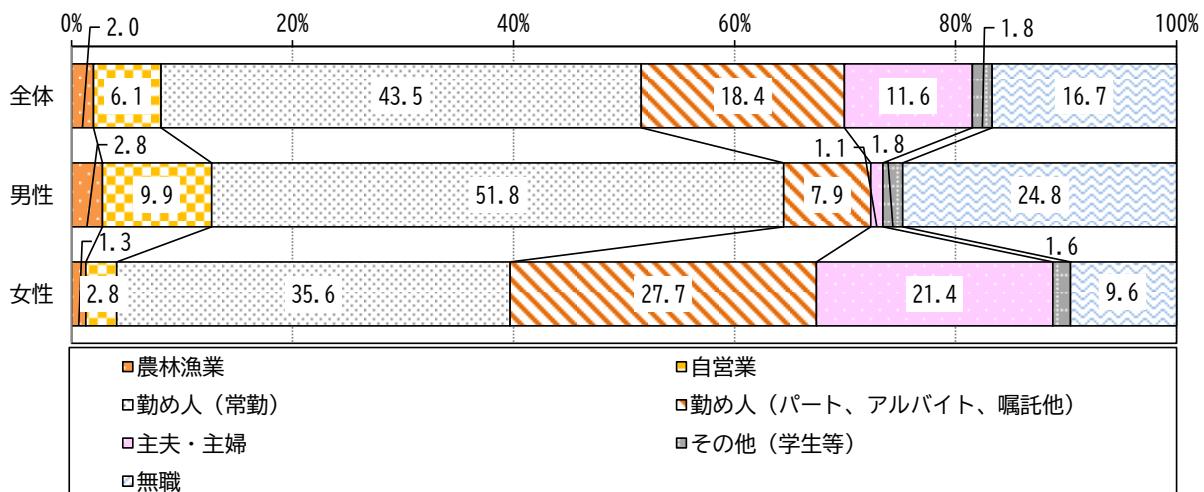
## ■回答者の性別による年齢別構成比

(N=1,978)



## ■回答者の性別による職業別構成比

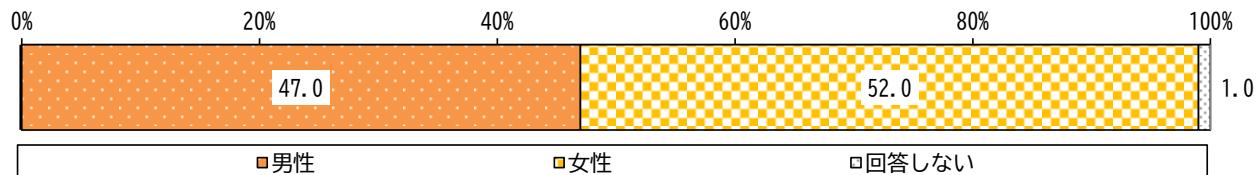
(N=1,978)



## 4. 回答者の属性

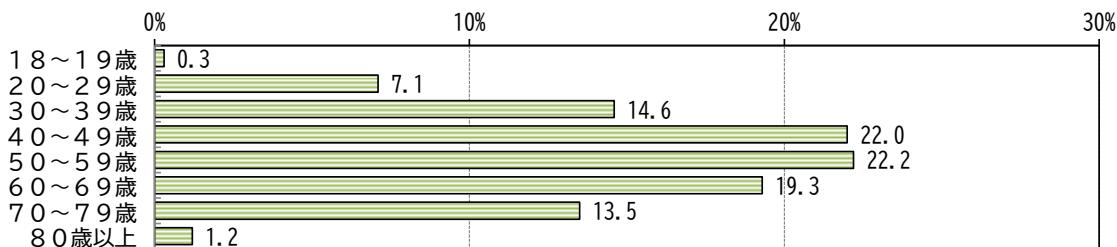
### (1) 性別

(N=2,000)



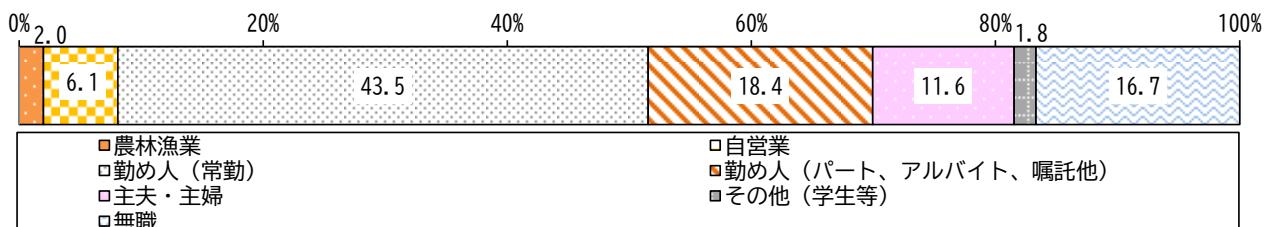
### (2) 年齢

(N=2,000)



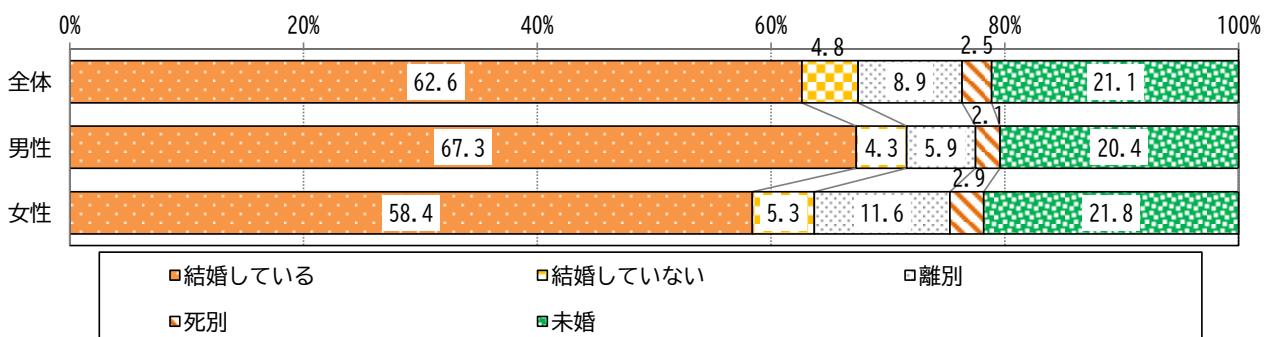
### (3) 職業

(N=2,000)



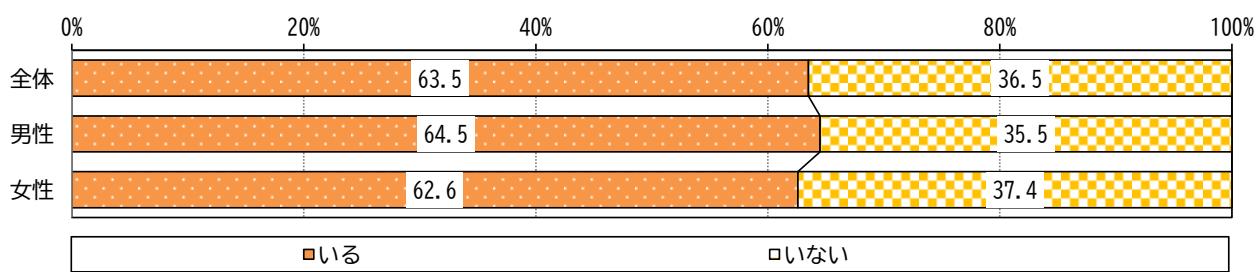
### (4) 婚姻

(N=1,978)



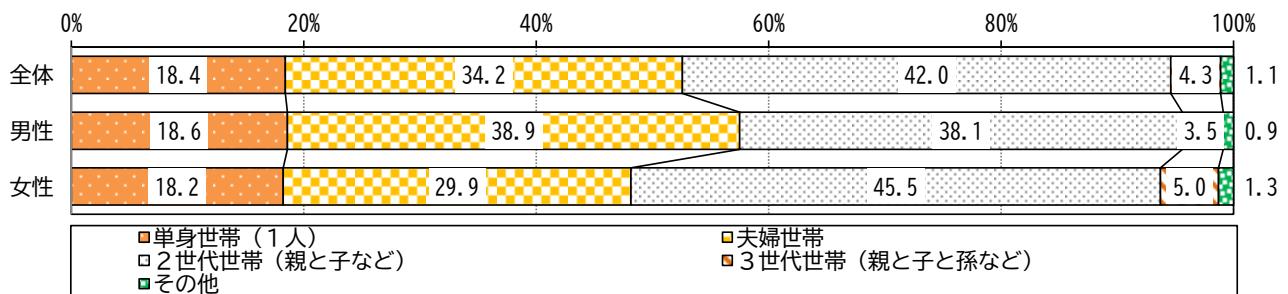
## (5) 子ども

(N=1,978)



## (6) 世帯の状況【新設】

(N=1,978)



## 第2章 調査結果の概要

### I. 男女平等の意識について

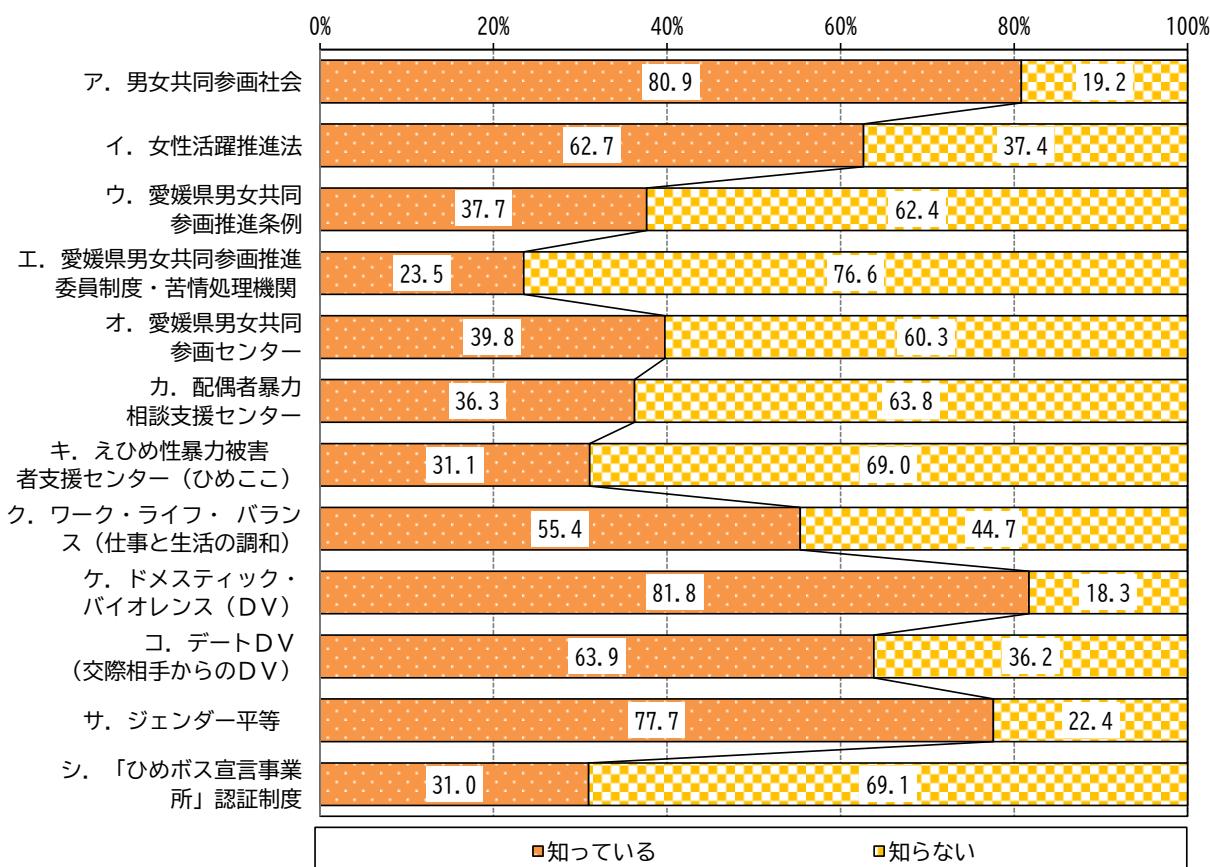
#### (1) 男女共同参画に関する用語の認知度（問1）

男女共同参画に関する用語について「知っている」と回答した者（「よく知っている」と「知っている」、「言葉くらいは聞いたことがある」の合計（以下同じ））の割合は、「男女共同参画社会」80.9%（前回調査 75.0%）、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」55.4%（同 57.2%）、「女性活躍推進法」は 62.7%（同 56.1%）となっている。今回の調査から追加した「ジェンダー平等」は、77.7%となっている。

本県の施策関連の用語について「知っている」と回答した者の割合は、「愛媛県男女共同参画推進条例」37.7%（同 36.9%）、「愛媛県男女共同参画推進委員制度・苦情処理機関」23.5%（同 24.7%）、「愛媛県男女共同参画センター」39.8%（同 46.7%）となっている。今回の調査から追加した「「ひめボス宣言事業所」認証制度」は、31.0%となっている。

その他の用語について「知っている」と回答した者の割合は、「配偶者暴力相談支援センター」36.3%（同 54.8%）、「えひめ性暴力被害者支援センター（ひめここ）」31.1%（同 49.5%）、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」81.8%（同 91.5%）、「デート DV（交際相手からの DV）」63.9%（同 77.7%）となっている。

（N=2,000）



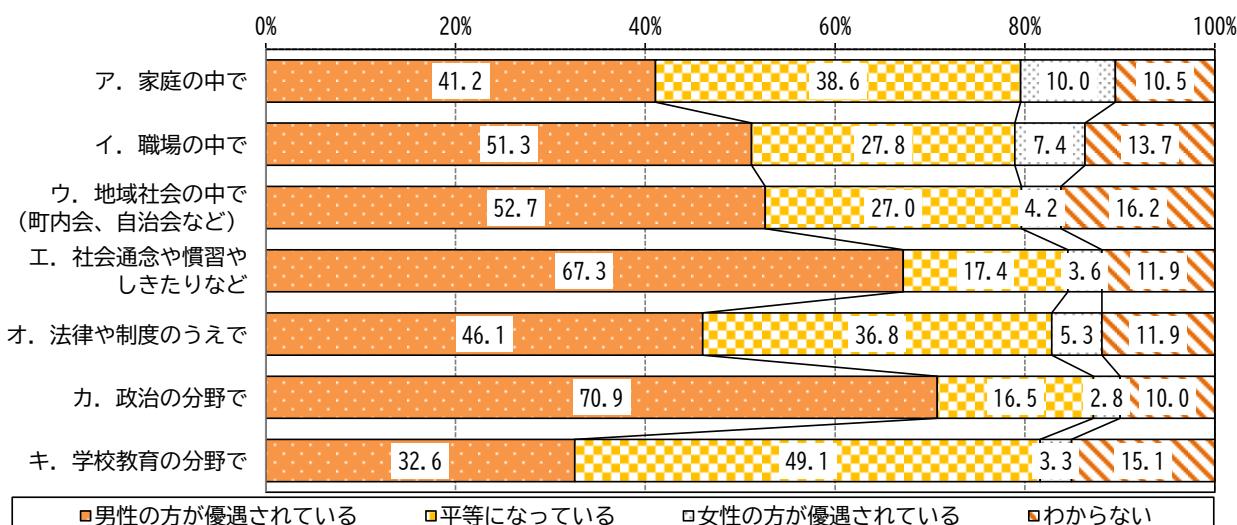
## (2) 男女の地位の平等感（問2）

社会の各分野における男女の地位の平等感については、「平等になっている」と回答した者の割合は、高い順に「学校教育」49.1%（前回調査 46.1%）、「家庭」38.6%（同 29.1%）、「法律や制度」36.8%（同 30.8%）、「職場」27.8%（同 19.7%）、「地域社会」27.0%（同 20.4%）、「社会通念や慣習やしきたりなど」17.4%（同 10.4%）、「政治」16.5%（同 12.7%）となっている。

また、「男性の方が優遇されている」と回答した者（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計（以下同じ））の割合は、「政治」70.9%（同 69.9%）、「社会通念や慣習やしきたりなど」67.3%（同 73.0%）、「地域社会」52.7%（同 55.1%）、「職場」51.3%（同 58.6%）となっており、いずれも半数以上の割合となっている。

分野別にみると、「社会通念や慣習やしきたりなど」「政治」の分野では、「男性の方が優遇されている」と回答した者の割合が7割程度となっており、他の分野と比較して高くなっている。

(N=2,000)

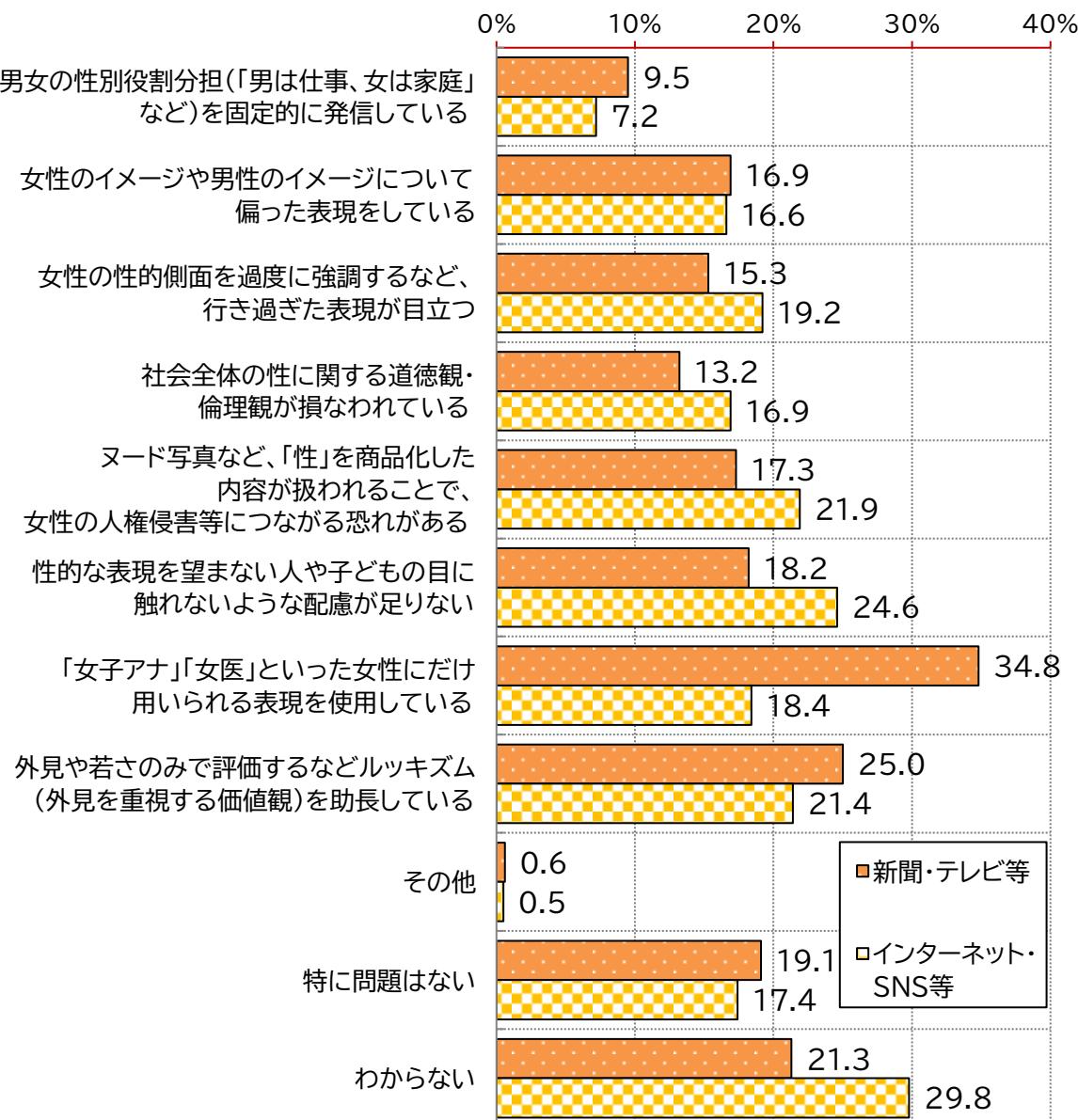


### (3) メディアにおける性別役割分担や性、暴力の表現に関する考え方（問3）

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌媒体における性や暴力の表現に関する考えについては、「『女子アナ』『女医』といった女性にだけ用いられる表現を使用している」34.8%が最も高く、次いで「外見や若さのみで評価するなどルッキズム（外見を重視する価値観）を助長している」25.0%、「わからない」21.3%の順になっている。また、「特に問題はない」と回答した者の割合は、19.1%となっている。

インターネット、Facebook・Instagram・LINE等のSNS、YouTube等における性や暴力の表現に関する考えについては、「わからない」29.8%が最も高く、次いで「性的な表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない」24.6%、『ヌード写真など、「性」を商品化した内容が扱われることで、女性の人権侵害等につながる恐れがある』21.9%の順になっている。また、「特に問題はない」と回答した者の割合は、17.4%となっている。

(N=2,000)



## 2. 男女の人権について

### (1) 夫婦間、生活の本拠を共にする交際相手の暴力の有無（問4）

(現在、夫や妻(事実婚や単身赴任など別居を含む)生活の本拠を共にする交際相手のいらっしゃる方へ)

夫婦間、生活の本拠を共にする交際相手の暴力の有無については、ア. 身体的暴行、イ. 心理的攻撃、ウ. 経済的圧迫、エ. 性的強要のいずれかについて「経験がある」と回答した者(「何度もあった」と「1、2度あった」の合計(以下同じ))は、469人となっており、男性188人(40.1%)、女性274人(58.4%)、性別回答なし7人(1.5%)であった。項目別では、「心理的攻撃」(18.1%)、「身体的暴行」(12.3%)、「経済的圧迫」(10.4%)、「性的強要」(9.6%)となっている。

#### <用語解説>

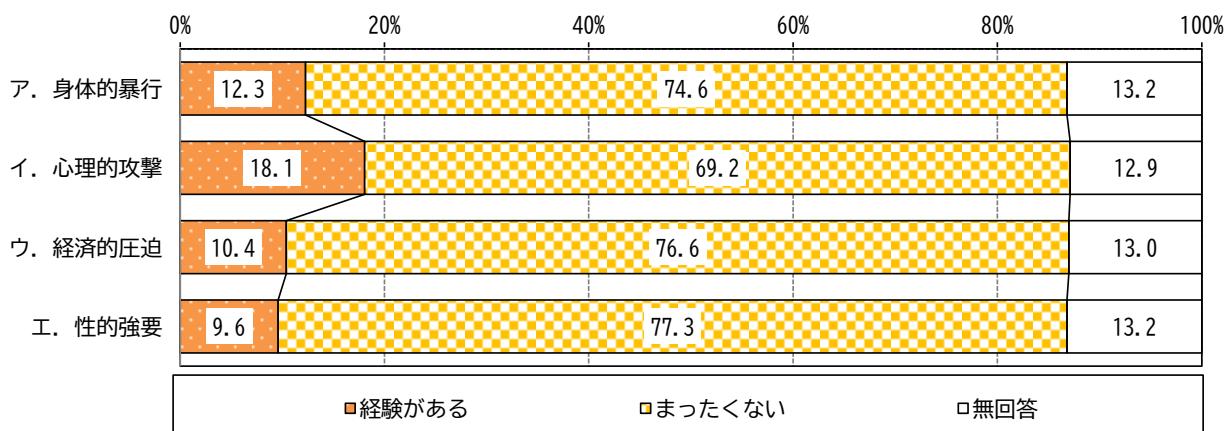
**身体的暴行**: なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突飛ばしたりするなどの身体に対する暴行

**心理的攻撃**: 人格を否定するような暴言、交友関係や行先、電話・メールなどを細かく監視したり、長時間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないか恐怖を感じるような脅迫

**経済的圧迫**: 給料や貯金を勝手に使われる、生活費を渡さない、デート代や生活費を無理やり払わされるなど

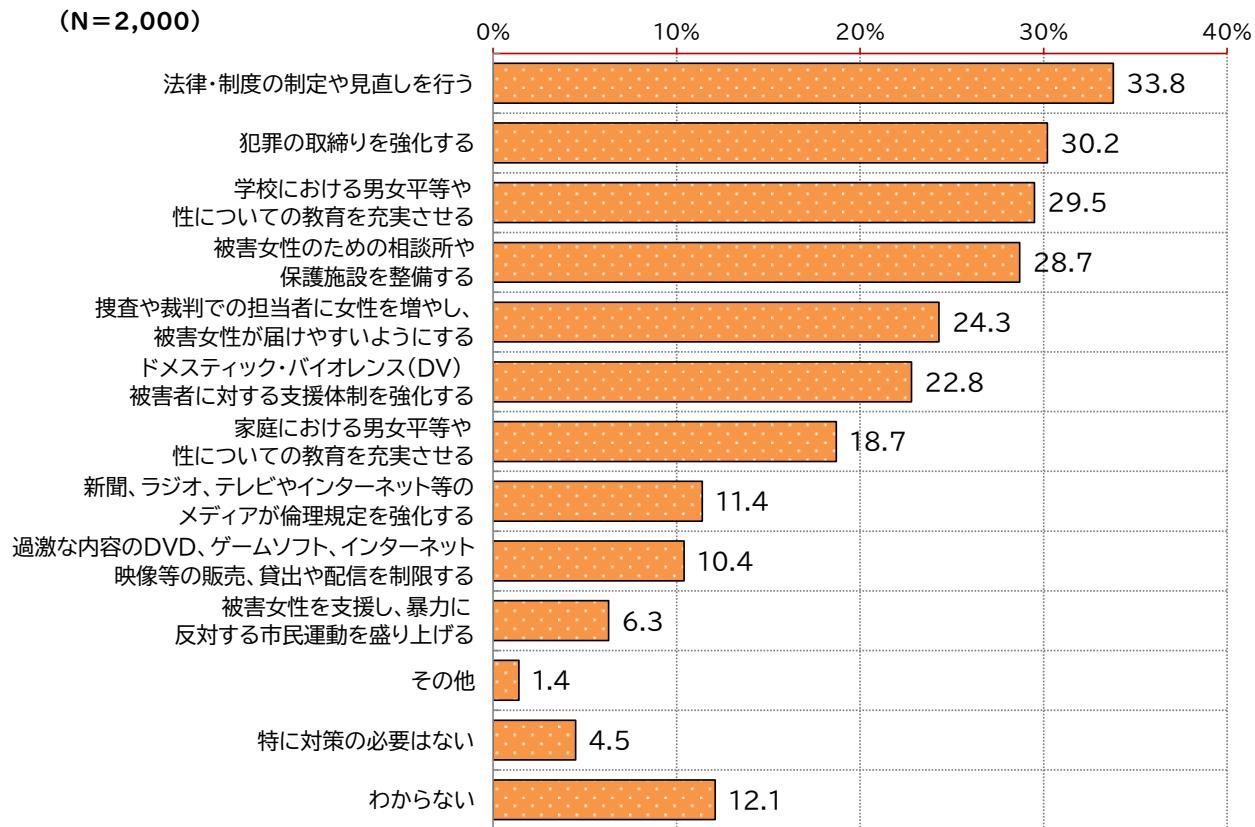
**性的強要**: 嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ画像を見せられる、避妊に協力しないこと

(N=2,000)



## (2) 女性に対する暴力をなくすための方策（問5）

女性に対する暴力をなくすための方策については、「法律・制度の制定や見直しを行う」33.8%（前回調査 39.5%）が最も高く、次いで「犯罪の取締りを強化する」30.2%（同 37.4%）、「学校における男女平等や性についての教育を充実させる」29.5%（同 31.8%）、「被害女性のための相談所や保護施設を整備する」28.7%（同 37.1%）の順になっている。



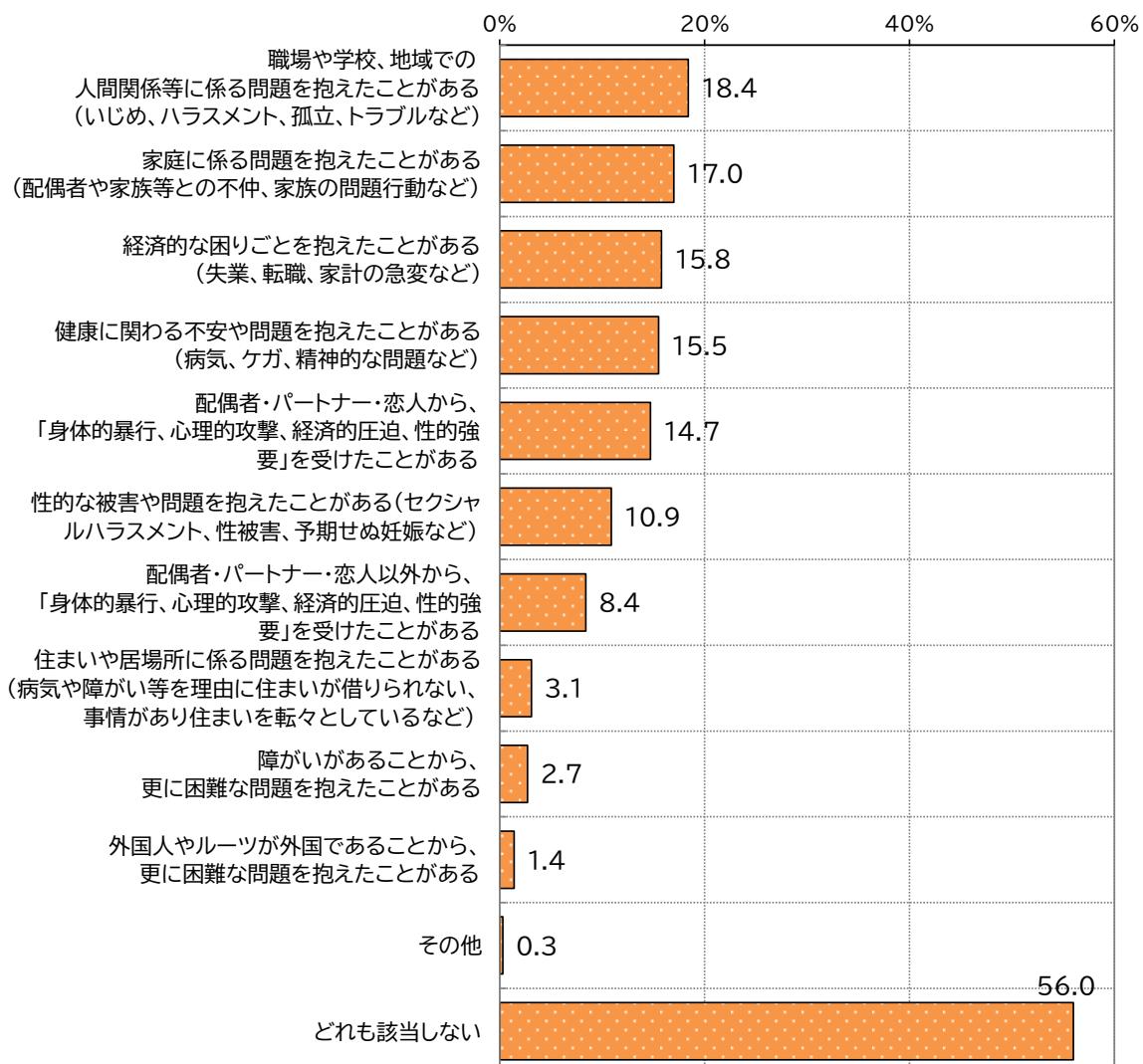
### 3. 困難な問題を抱える女性への支援について

#### (1) 女性であることを理由とした困難な問題を経験したり、見聞きしたりした経験の有無（問6）【新設】

女性であることを理由とした困難な問題を経験したり、見聞きしたりした経験については、何らかの「経験がある」または「見聞きしたことがある」と回答した者が881人(44.0%)となっている。

経験または見聞きした内容の多い順に、「職場や学校、地域での人間関係等に係る問題を抱えたことがある（いじめ、ハラスメント、孤立、トラブルなど）」18.4%、「家庭に係る問題を抱えたことがある（配偶者や家族等との不仲、家族の問題行動など）」17.0%、「経済的な困りごとを抱えたことがある（失業、転職、家計の急変など）」15.8%となっている。

(N=2,000)

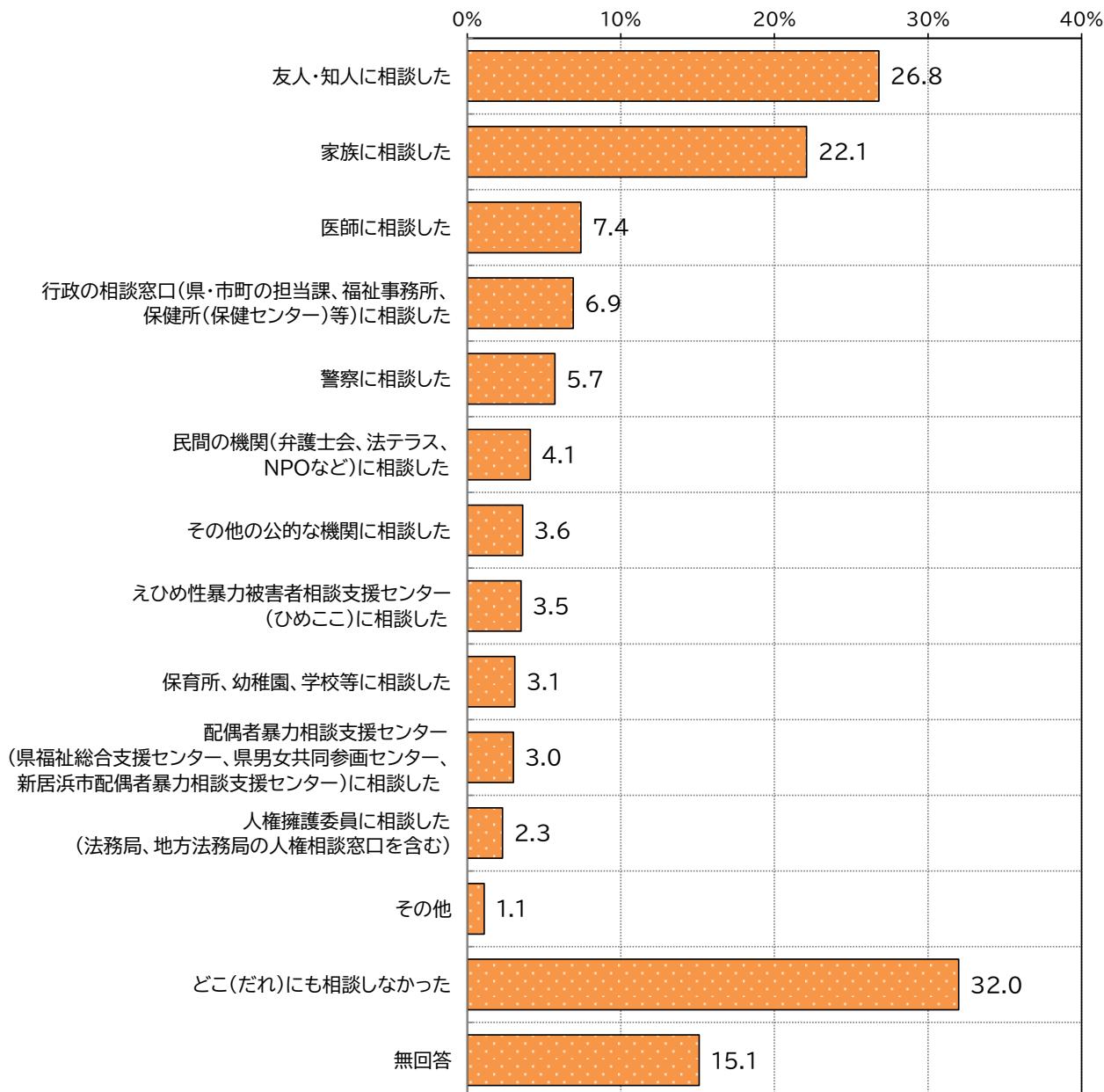


**(2) 女性であることを理由とした困難な問題をだれかに打ち明けたり、相談したりしたか（問7）【新設】**

（女性であることを理由とした困難な問題を経験したり、見聞きされたりした方へ）

女性であることを理由とした困難な問題を経験したり、見聞きしたりしたことをだれかに打ち明けたり、相談したりしたかについては、「どこ（だれ）にも相談しなかった」32.0%が最も高く、次いで「友人・知人に相談した」26.8%、「家族に相談した」22.1%の順になっている。

（N=881）

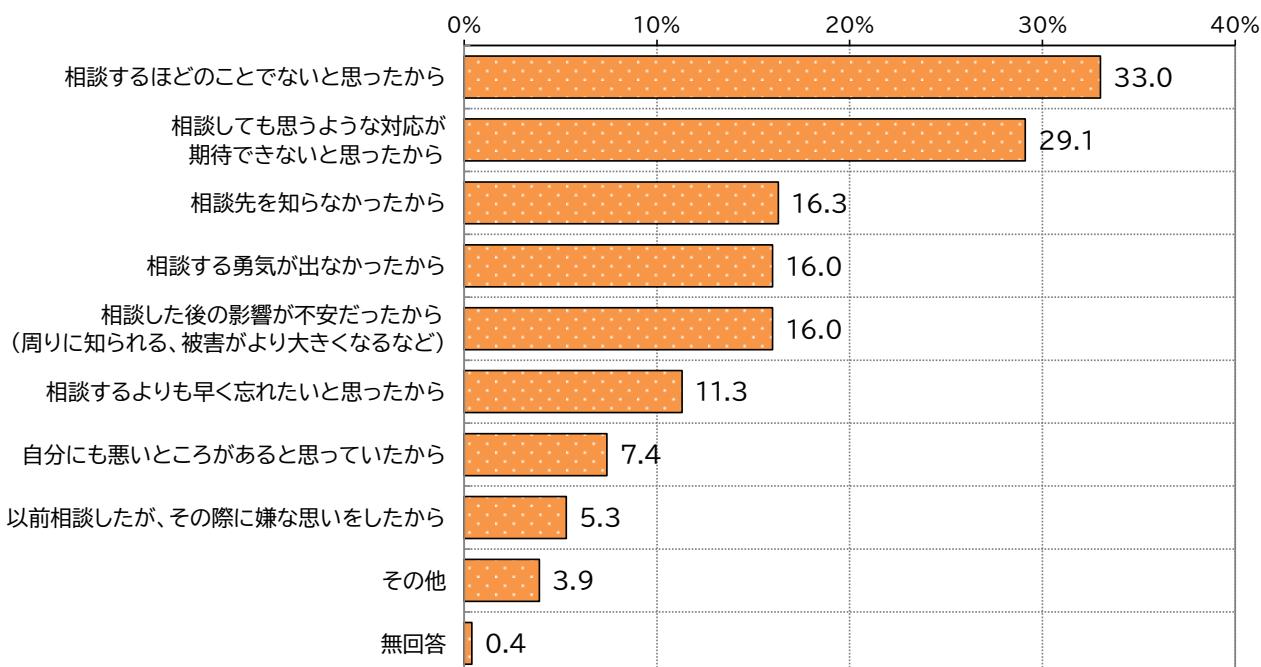


**(3) 女性であることを理由とした困難な問題をだれかに打ち明けたり、相談しなかった理由（問8）【新設】**

（女性であることを理由とした困難な問題について、どこにも誰にも相談しなかった方へ）

女性であることを理由とした困難な問題を経験したり、見聞きしたりしたことをだれかに打ち明けたり、相談したりしなかった理由については、「相談するほどのことではないと思ったから」33.0%が最も高く、次いで「相談しても思うような対応が期待できないと思ったから」29.1%、「相談先を知らなかったから」16.3%の順になっている。

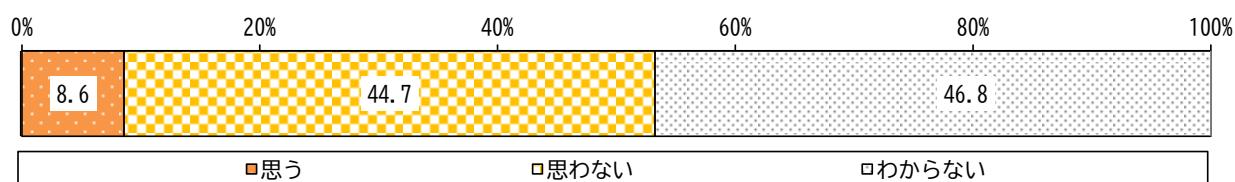
(N=282)



**(4) 女性であることを理由とした困難な問題を抱える女性の相談支援体制は整備されていると思うか（問9）【新設】**

困難な問題を抱える女性の相談支援体制は整備されていると思うかについては、「わからない」46.8%が最も高く、次いで「思わない」44.7%、「思う」8.6%の順になっている。

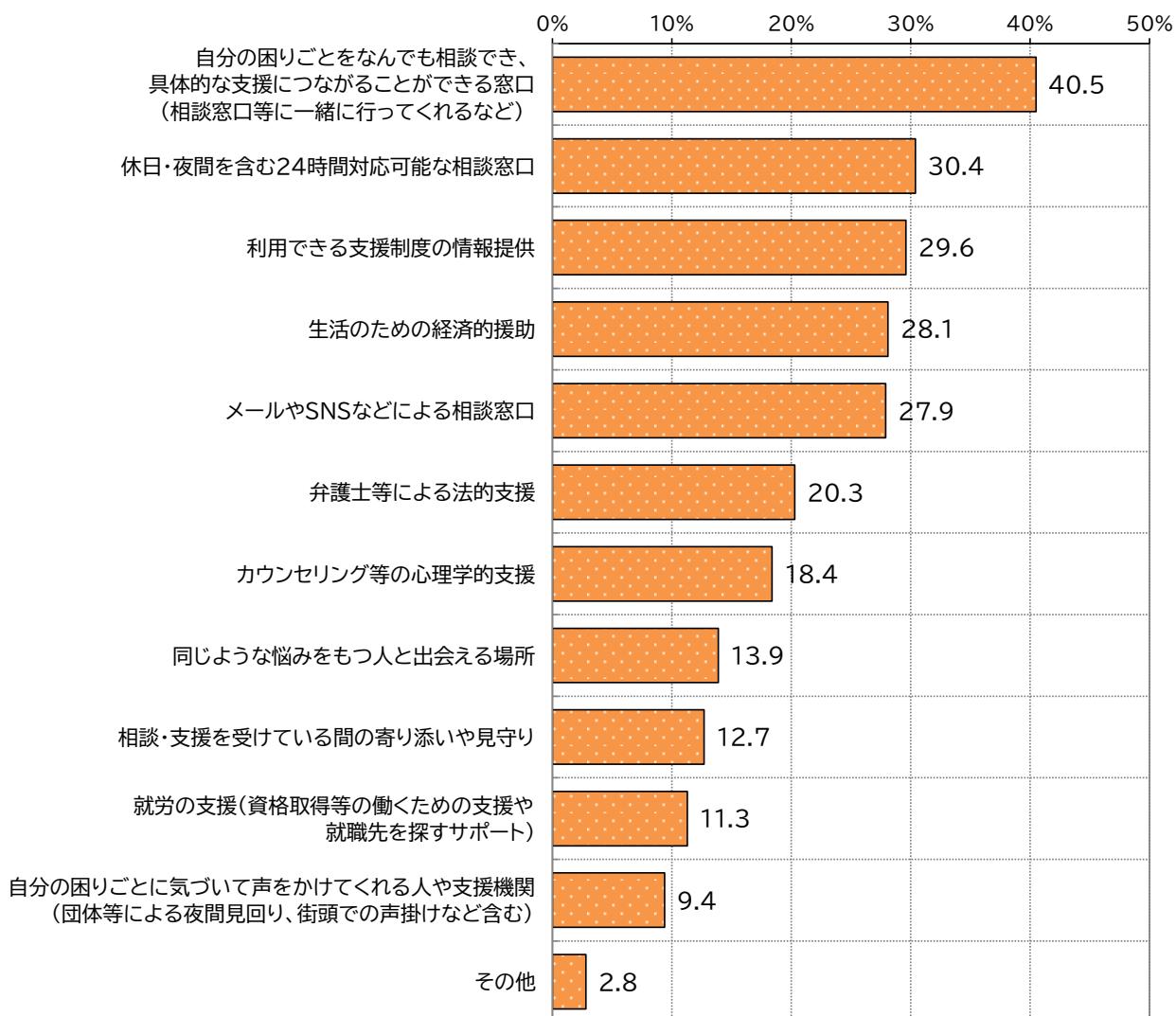
(N=2,000)



(5)女性であることを理由とした困難な問題を解決するために必要な支援や環境(問10)  
**【新設】**

困難な問題を解決するために必要な支援や環境については、「自分の困りごとをなんでも相談でき、具体的な支援につながることができる窓口（相談窓口等と一緒に行ってくれるなど）」40.5%が最も高く、次いで「休日・夜間を含む24時間対応可能な相談窓口」30.4%、「利用できる支援制度の情報提供」29.6%、「生活のための経済的援助」28.1%、「メールやSNSなどによる相談窓口」27.9%の順になっている。

(N=2,000)

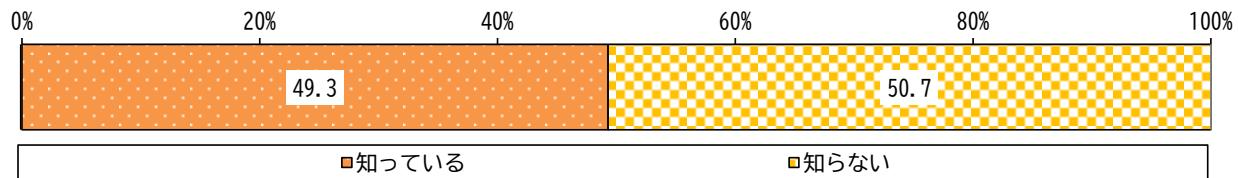


## 4. 防災について

### (1) 地域の防災活動の認知度（問11）【新設】

自治会、町内会など地域の防災活動の認知度については、「知っている」49.3%、「知らない」50.7%がほぼ半数となっている。

(N=2,000)

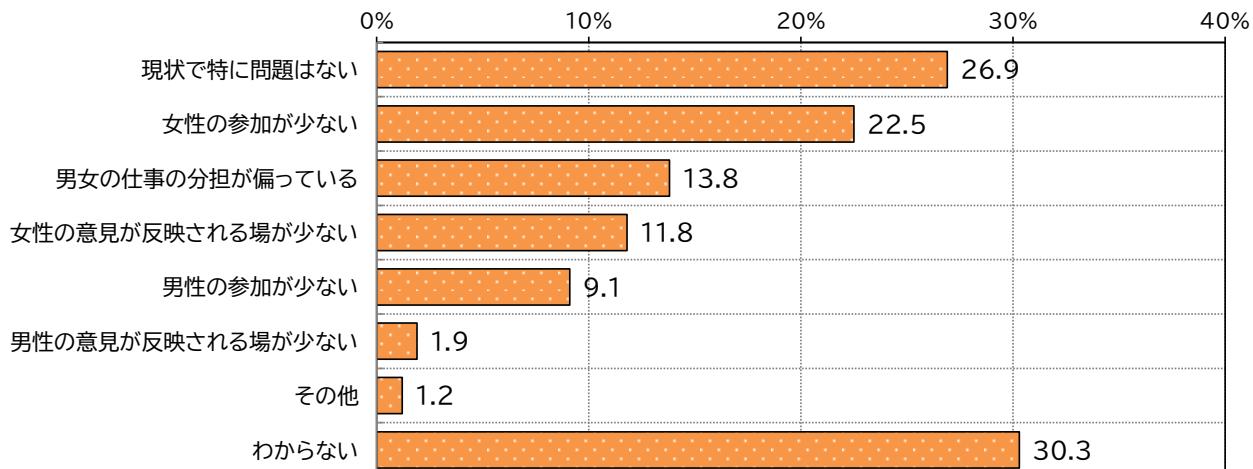


### (2) 地域の防災活動における男女の活動に関する考え方（問12）

（地域の防災活動について、知っていると回答された方へ）

自治会、町内会など地域の防災活動における男女の活動については、「わからない」30.3%（前回調査37.4%）が最も高く、次いで「現状で特に問題はない」26.9%（同18.1%）、「女性の参加が少ない」22.5%（同24.8%）、「男女の仕事の分担が偏っている」13.8%（同29.4%）の順になっている。

(N=986)



## 5. 教育について

### (1) 教育に対する意識（問13）

#### (ア) 男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく

「そう思わない」33.6%（前回調査 25.8%）と回答した者（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計（以下同じ））の割合が、「そう思う」23.8%（同 44.5%）と回答した者（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計（以下同じ））の割合を上回っている。

#### (イ) 学校での男女別の制服や並び方、色分け、呼び分けなどの習慣をなくした方がよい 【新設】

「そう思う」32.6%と回答した者の割合が、「そう思わない」23.7%と回答した者の割合を上回っている。

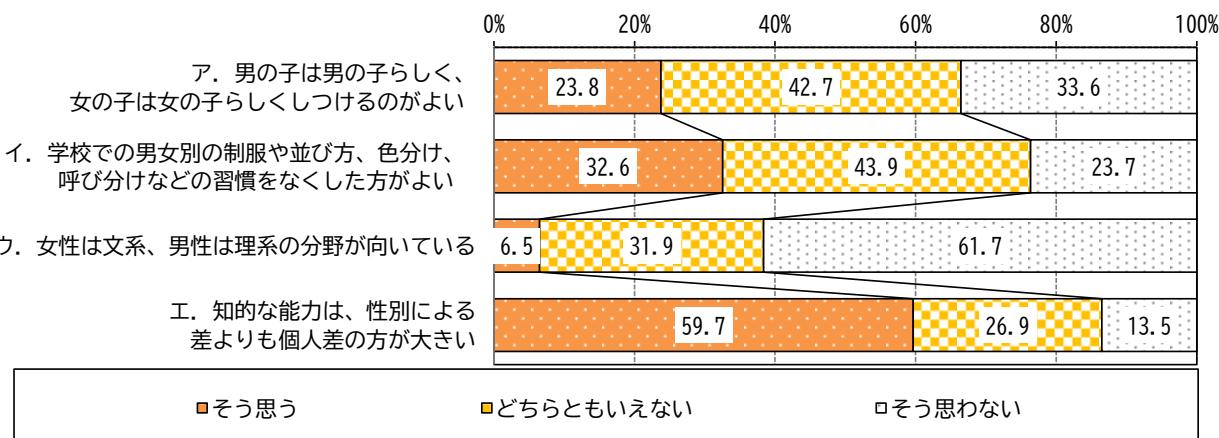
#### (ウ) 女性は文系、男性は理系の分野が向いている

「そう思わない」61.7%（同 60.7%）と回答した者の割合が、「そう思う」6.5%（同 3.9%）と回答した者の割合を上回っている。

#### (エ) 知的な能力は、性別による差よりも個人的な差の方が大きい

「そう思う」59.7%（同 82.1%）と回答した者の割合が、「そう思わない」13.5%（同 4.4%）と回答した者の割合を上回っている。

(N=2,000)



## 6. 家庭生活等について

### (1) 結婚、家庭、離婚についての意見（問14）

#### (ア) 結婚は個人の自由であるから、人は結婚してもしなくともどちらでもよい

「そう思う」66.3%（前回調査 66.6%）と回答した者（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計（以下同じ））の割合が、「そう思わない」10.6%（同 13.9%）と回答した者（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計（以下同じ））の割合を上回っている。

#### (イ) 夫婦が別姓を名乗るのを認めた方がよい

「そう思う」44.3%（同 30.9%）と回答した者の割合が、「そう思わない」16.5%（同 30.6%）と回答した者の割合を上回っている。

#### (ウ) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方賛成である

「そう思わない」57.9%（同 62.1%）と回答した者の割合が、「そう思う」10.0%（同 9.6%）と回答した者の割合を上回っている。

#### (エ) 仕事を持っている場合でも、家事・育児は女性がする方がよい

「そう思わない」57.5%（同 64.5%）と回答した者の割合が、「そう思う」10.1%（同 12.2%）と回答した者の割合を上回っている。

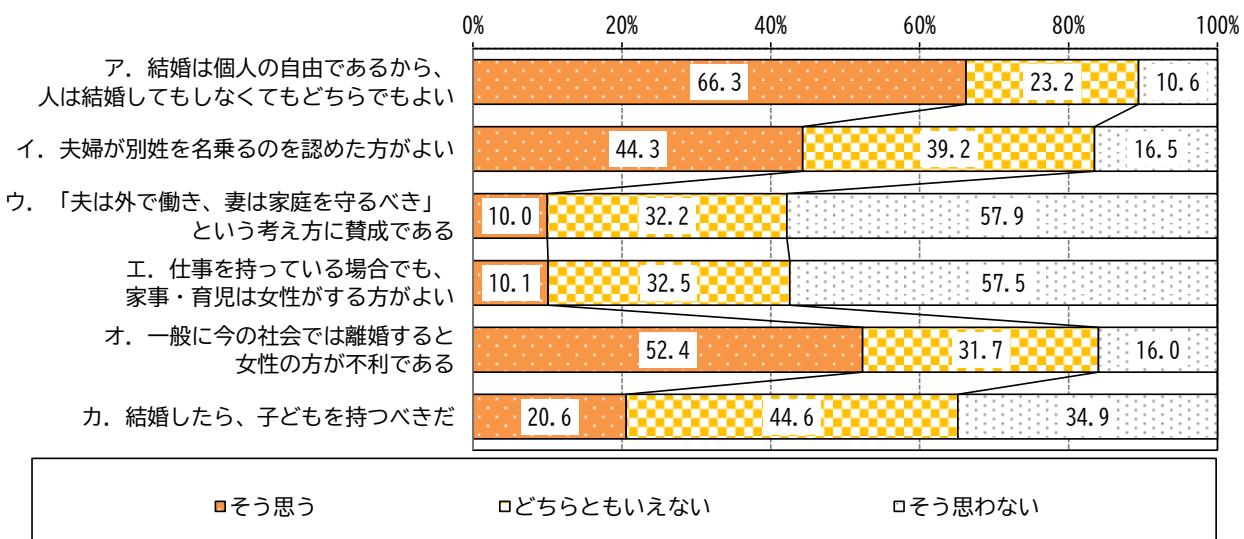
#### (オ) 一般に今の社会では離婚すると女性の方が不利である

「そう思う」52.4%（55.1%）と回答した者の割合が、「そう思わない」16.0%（同 16.6%）と回答した者の割合を上回っている。

#### (カ) 結婚したら、子どもを持つべきだ【新設】

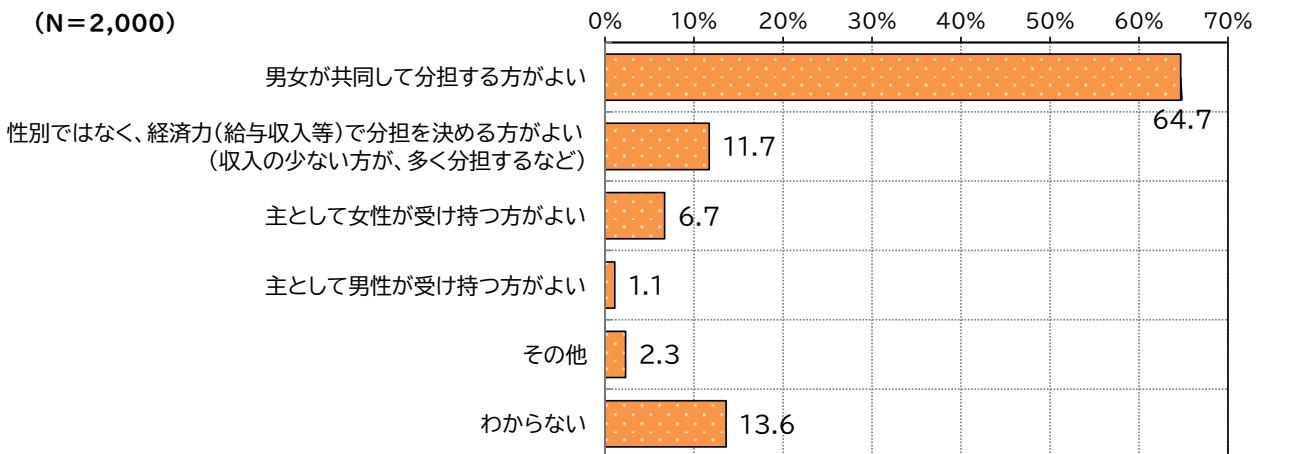
「そう思わない」34.9%と回答した者の割合が、「そう思う」20.6%と回答した者の割合を上回っている。

(N=2,000)



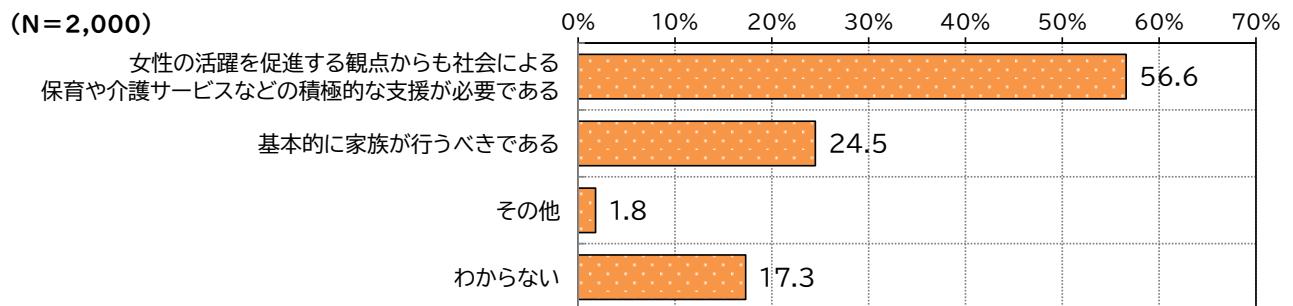
## (2) 家庭内の家事・育児・介護の分担等（問15-1）

家庭内の家事・育児・介護の分担等については、「男女が共同して分担する方がよい」64.7%（前回76.2%）が最も高く、次いで「わからない」13.6%（同4.2%）となっている。



## (3) 育児・介護に対する社会支援（問15-2）

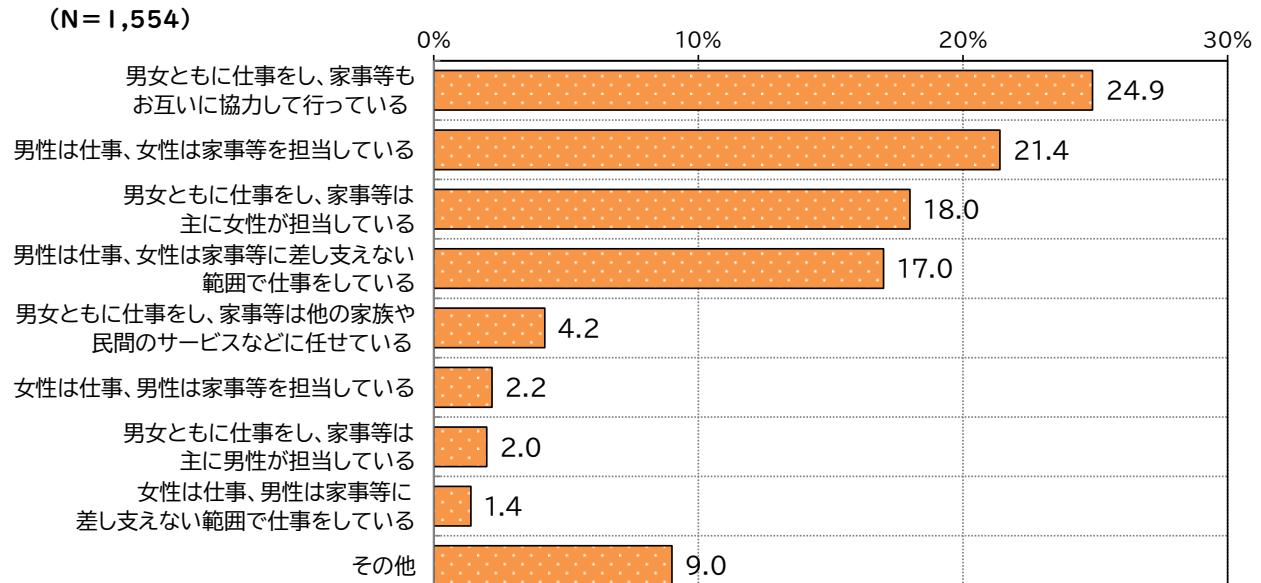
育児・介護に対する社会支援については、「女性の活躍を促進する観点からも社会による保育や介護サービスなどの積極的な支援が必要である」56.6%（前回調査66.6%）が最も高くなっている。



## (4) 家庭での役割分担の現状（問16）

（現在、夫や妻（事実婚や単身赴任など別居中を含む）などご家族がいらっしゃる方へ）

家庭での役割分担の現状については、「男女ともに仕事をし、家事、育児、介護（以下家事等と表現する）もお互いに協力して行っている」24.9%（前回調査20.3%）が最も高く、次いで「男性は仕事、女性は家事等を担当している」21.4%（同20.3%）、「男女ともに仕事をし、家事等は主に女性が担当している」18.0%（同27.0%）の順になっている。



## (5) 家庭での役割分担の現状に対する満足度（問17）

（現在、夫や妻（事実婚や単身赴任など別居中を含む）など、ご家族がいらっしゃる方へ）

家庭での役割分担の現状に対する満足度については、「満足している」77.8%（前回調査 78.3%）と回答した者（「十分満足している」と「ある程度満足している」の合計（以下同じ））の割合が、「満足していない」18.9%（同 16.5%）と回答した者の割合を上回っている。

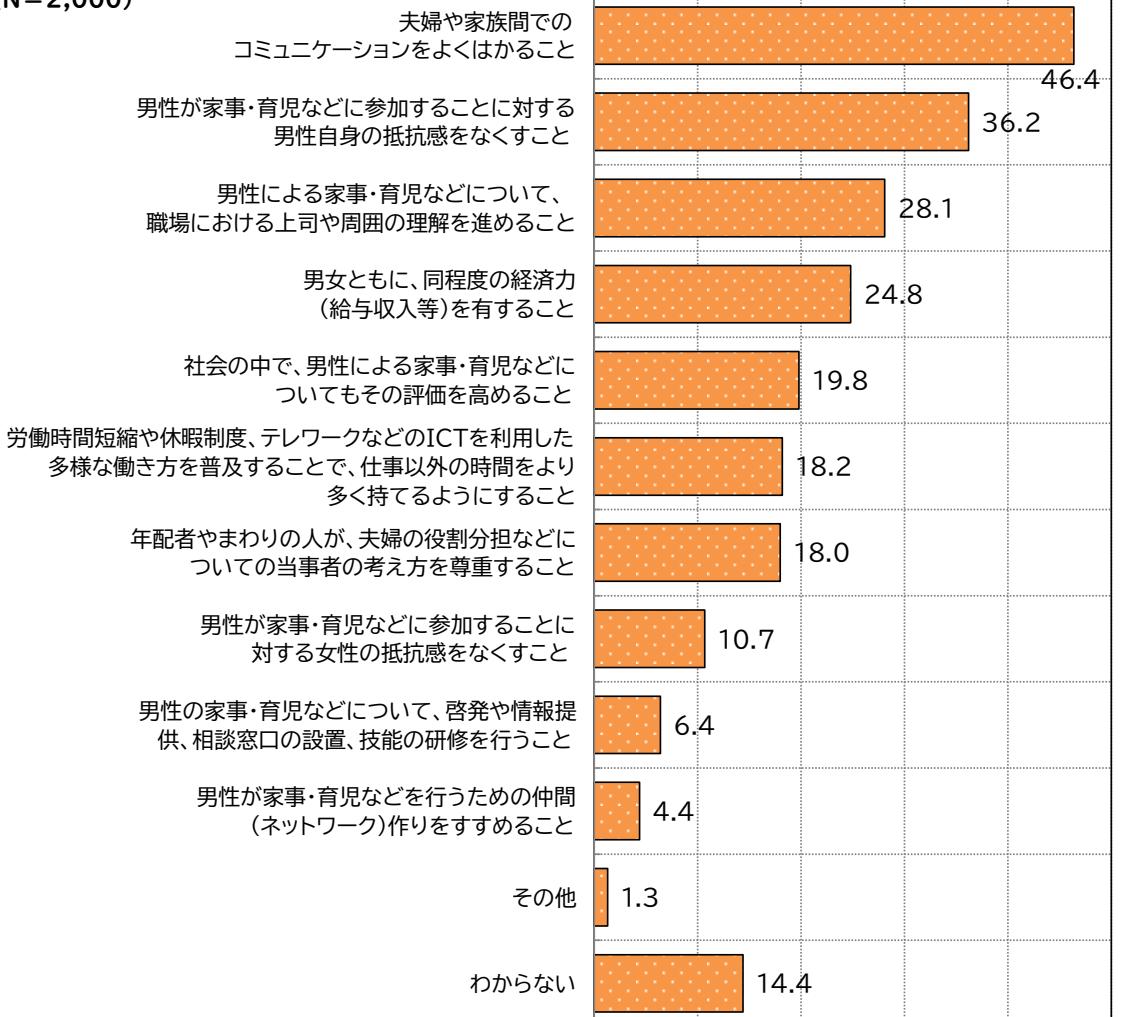
（N=1,554）



## (6) 男性の家事等への参加に必要な条件（問18）

男女が家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要な条件については、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」46.4%（前回調査 55.3%）が最も高く、次いで「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」36.2%（同 49.3%）、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」28.1%（同 42.6%）「男女ともに同程度の経済力（給与収入等）を有すること」24.8%（前回調査なし）の順になっている。

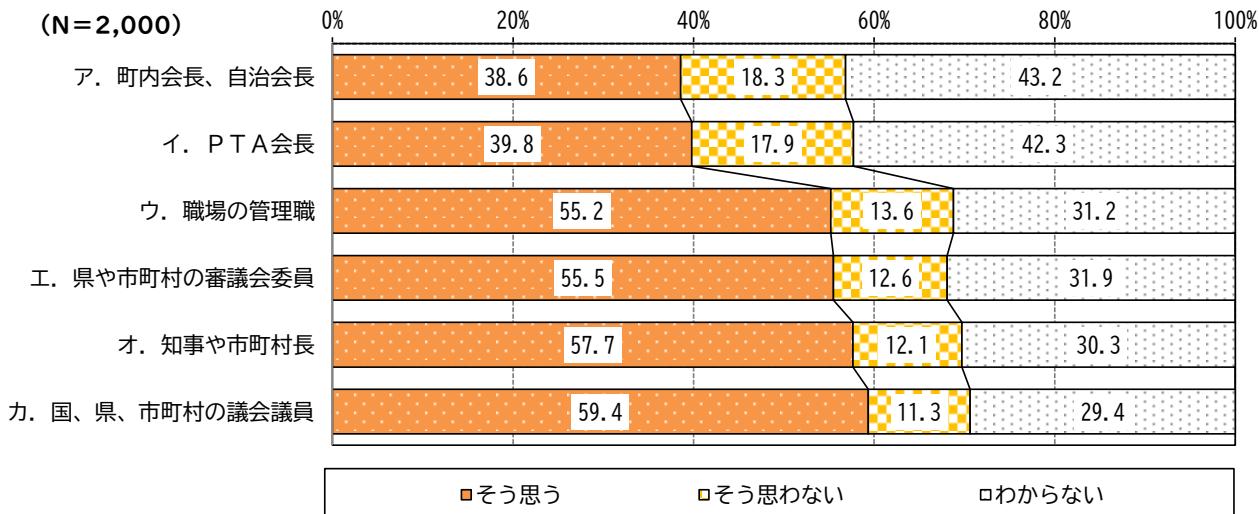
（N=2,000）



## 7. 女性活躍について

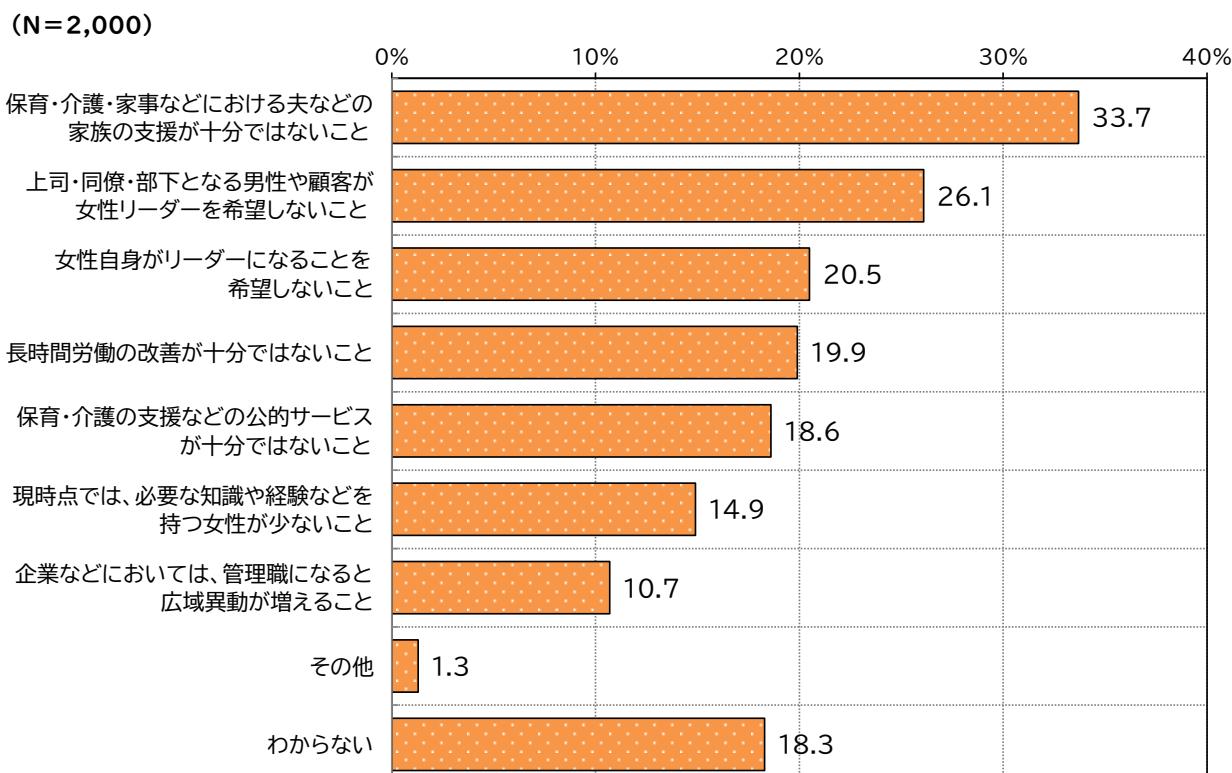
### (1) 女性がもっとついた方がよい役職や公職（問19）

女性がもっとついた方がよい役職や公職については、全ての役職や公職において、「そう思う」と回答した者の割合が、「そう思わない」と回答した者の割合を上回っており、特に「国、県、市町村の議会議員」59.4%（前回調査 63.2%）、「知事や市町村長」57.7%（同 55.2%）、「県や市町村の審議会委員」55.5%（同 59.3%）、「職場の管理職」55.2%（同 59.3%）では、「そう思う」と回答した者の割合が半数以上と高くなっている。



### (2) 女性のリーダーを増やすときの障がい（問20）

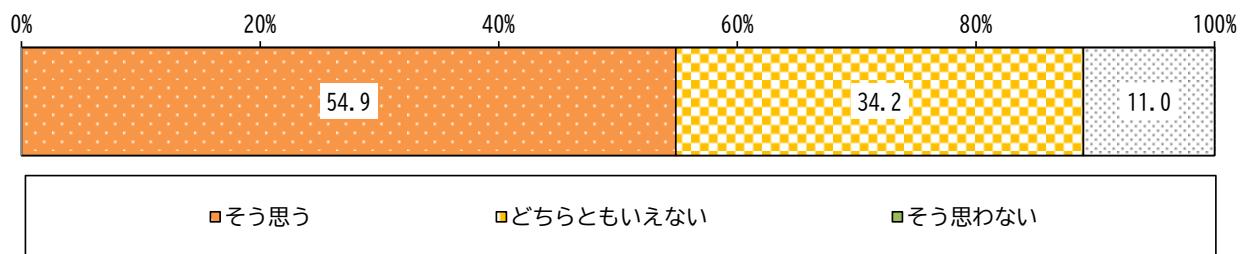
政治・経済・地域・家庭などで、女性のリーダーを増やすときに障がいとなるものについては、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」33.7%（前回調査 42.1%）が最も高く、次いで「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」26.1%（同 31.7%）、「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」20.5%（同 18.2%）「長時間労働の改善が十分ではないこと」19.9%（同 25.0%）の順になっている。



### (3) ポジティブ・アクションに対する考え方（問21）

「意思決定の場等における男女間の格差を改善するため、有能な女性を積極的に役職等に登用するなど、特別な措置を講じる必要がある。」という考え方（ポジティブ・アクション）については、「そう思う」54.9%（前回調査 67.7%）と回答した者（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計（以下同じ））の割合が、「そう思わない」11.0%（同 6.4%）と回答した者（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計（以下同じ））の割合を上回っている。また、「どちらともいえない」と回答した者の割合は34.2%（同 24.1%）となっている。

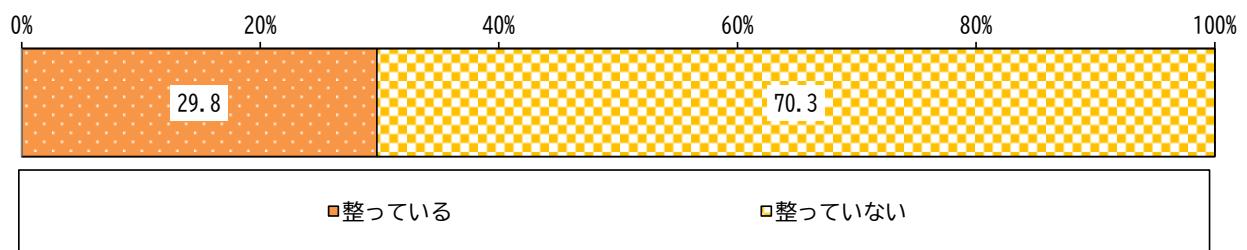
(N=2,000)



### (4) 本県における女性の労働条件（問22）

愛媛県における女性の労働条件の整備状況については、「整っていない」70.3%（前回調査 55.5%）と回答した者（「整っていない」と「あまり整っていない」の合計（以下同じ））の割合が、「整っている」29.8%（同 40.1%）と回答した者（「十分整っている」と「ある程度整っている」の合計（以下同じ））の割合を上回っている。

(N=2,000)

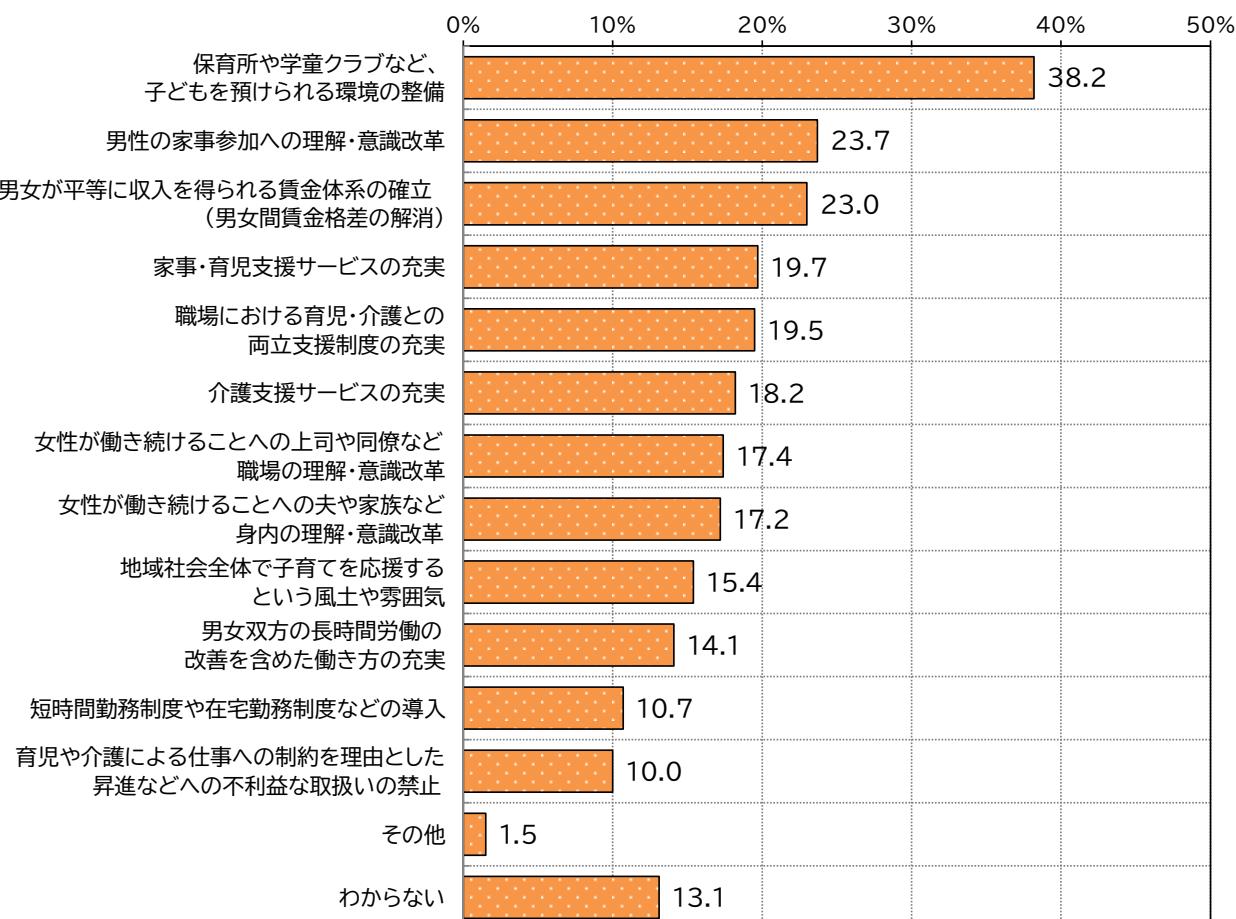


## (5) 女性が出産後、働き続けていくために家庭・社会・職場において必要なこと（問23）

(愛媛県における女性の労働条件の整備状況について「十分整っている」と回答されなかつた方へ)

女性が出産後、働き続けていくために家庭・社会・職場において必要なことについては、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」38.2%（前回調査 68.8%）が最も高く、次いで「男性の家事参加への理解・意識改革」23.7%（同 26.4%）、「男女が平等に収入を得られる賃金体系の確立（男女間賃金格差の解消）」23.0%（なし）、「家事・育児支援サービスの充実」19.7%（同 16.7%）の順になっている。

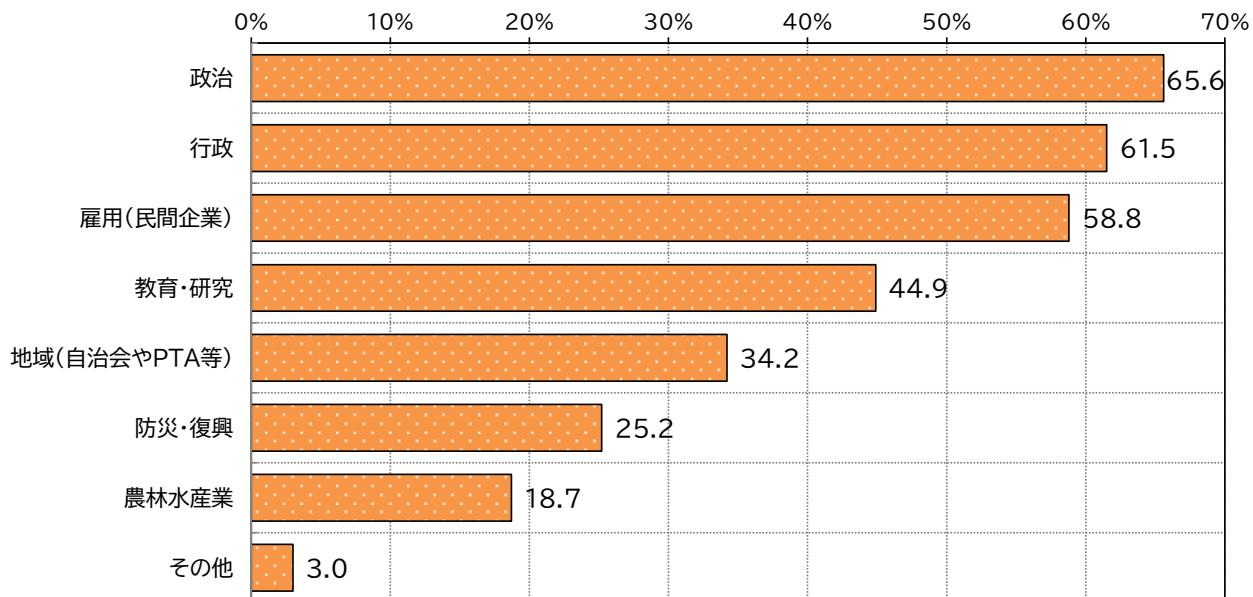
(N=1,964)



## (6) 今後、女性の活躍が重要となる分野（問24）

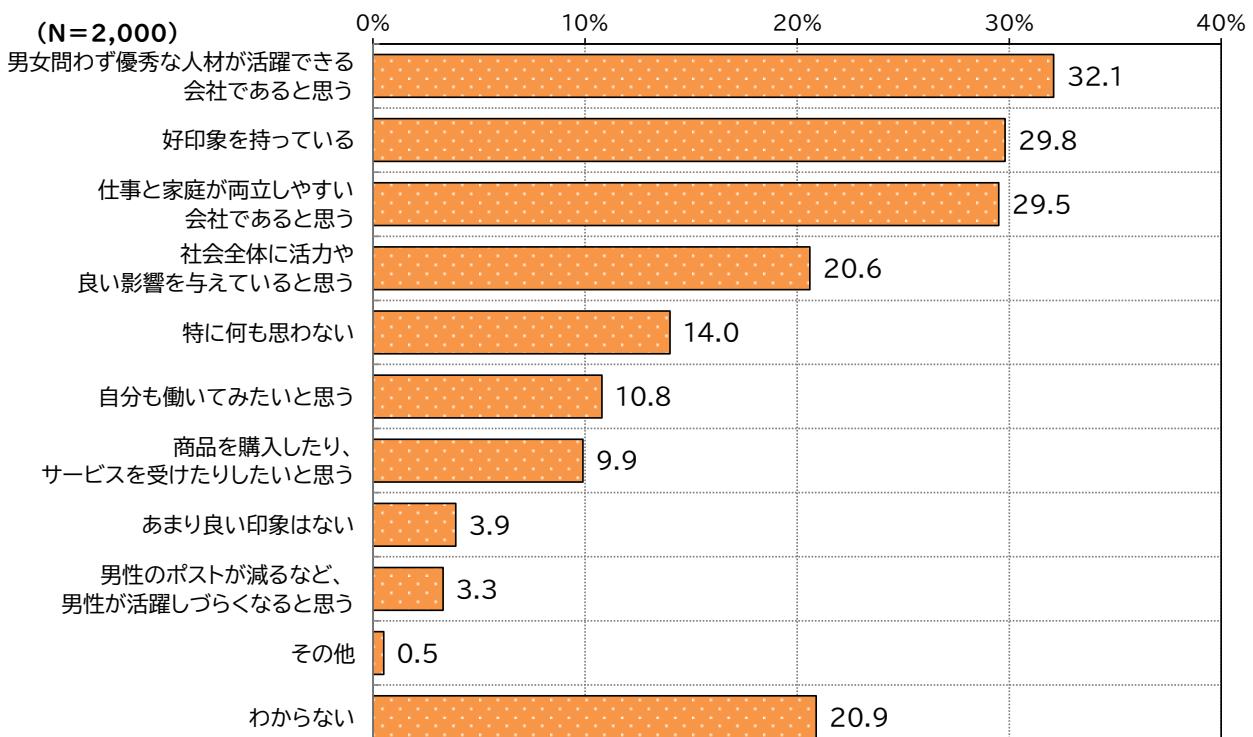
今後、女性の活躍が重要となる分野については、「政治」65.6%（前回調査 59.7%）が最も高く、次いで「行政」61.5%（同 57.6%）、「雇用（民間企業）」58.8%（同 56.3%）、「教育・研究」44.9%（同 52.3%）の順になっている。

(N=2,000)



## (7) 女性活躍の推進や仕事と家庭生活の両立支援などに取り組む企業等に対するイメージ（問25）【新設】

愛媛県では、女性活躍及び仕事と家庭生活の両立支援に取り組む企業・事業所を「ひめボス宣言事業所」として認証し、県内に、性別を問わず誰もがいきいきと活躍できる魅力的な職場が増えるよう、企業等の取組みを後押しているが、女性活躍の推進や仕事と家庭生活の両立支援などに取り組む企業等に対するイメージについては、「男女問わず優秀な人材が活躍できる会社であると思う」32.1%が最も高く、次いで「好印象を持っている」29.8%、「仕事と家庭が両立しやすい会社であると思う」29.5%の順になっている。

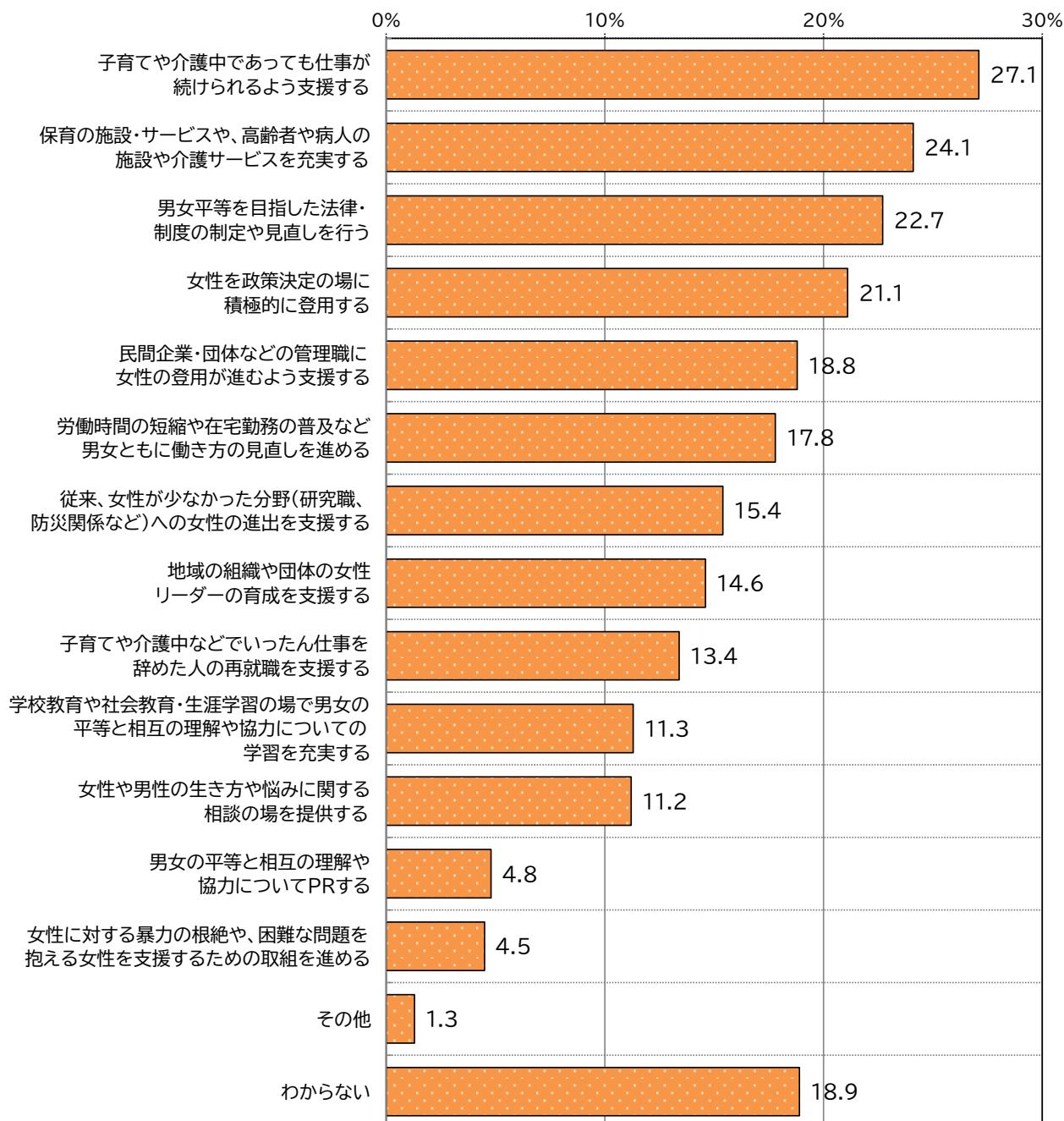


## 8. 男女共同参画社会について

### (Ⅰ) 行政が力を入れるべき事項（問26）

男女共同参画社会を形成していくために、今後行政が力をいれていくべきことについて尋ねたところ、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」27.1%（前回調査 38.0%）が最も高く、次いで「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」24.1%（同 30.9%）、「男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う」22.7%（同 27.7%）、「女性を政策決定の場に積極的に登用する」21.1%（同 20.2%）の順になっている。

(N=2,000)



## (2) 男女共同参画社会の実現に向け、県が実施すべき事業（問27）

## I. ジェンダー・ギャップ解消について

## ◇若年層（10代～20代）の主な意見

## • ジェンダー教育の充実

小中学校の教育現場で、ジェンダー平等を具体的に学べるカリキュラムを組み込むべき。  
 （例：ロールプレいやディスカッション形式での授業導入。）

## • イベントやキャンペーンの開催

若年層が興味を持てるよう、SNSを活用したプロモーションや、ジェンダーに関連する文化イベントの開催を提案。

（例：映画上映会、テーマ別フォーラム、地域でのアート展示。）

## ◇中年層（30代～50代）の主な意見

## • 働く世代への支援施策

育児や介護の負担を男女で平等に分担できる環境整備が重要。

（例：男性の育児休暇取得を促進する企業への補助金制度。介護支援ネットワークの充実（地域ごとの相談窓口の設置）。）

## • 企業への啓発活動

企業内での男女平等を進めるためのトレーニングプログラムを提案。

（例：管理職向けのジェンダーバイアス解消講座。働き方改革の一環として男女共に柔軟な働き方を推奨する制度設計すること。）

## ◇高齢層（60代以上）の主な意見

## • 地域特性を考慮した活動

高齢世代特有のジェンダー観をアップデートするための活動が必要。

（例：高齢者向けのサロン活動でジェンダーをテーマとした対話型研修会や集会。地域ラジオやローカルテレビを通じたわかりやすい啓発番組の制作。）

## • 差別の根絶を目指す広報活動

「田舎特有の差別や偏見」という課題に対応するため、県全体での啓発が必要。

（例：「昔と今の働き方・家族のあり方」をテーマとしたキャンペーン。）

## ◇全世代共通の主な意見

## • ジェンダーに関する相談窓口の整備

オンライン・オフラインの両方で、気軽に利用できる相談窓口の設置を提案。

（例：AIチャットボット（質問者が自然言語で質問した内容に対し、できるだけ的確な返答する機能）を用いた24時間オンライン相談サービス。市役所や地域センターでの専用窓口。）

## • 公共キャンペーンの展開

マスコミやSNSを活用し、ジェンダー平等の重要性を周知すること。

例：「すべての人に平等な権利を！」をテーマにした県内統一キャンペーン。ジェンダー平等を取り上げたCMや情報を図や表、イラストなどのビジュアル要素を使って視覚的に表現する手法であるインフォグラフィックの活用。）

## 2. 共働き・共育で社会の実現について

### ◇若年層（10代～20代）の主な意見

- 職場環境の平等化

男女間の雇用条件や賃金格差の是正を最優先とする取り組みを推進。  
 （例：男女問わず平等な採用基準やキャリア形成支援を企業に義務化。）

- 家庭内の責任共有

育児や介護における父親の役割を明確にし、責任分担を促すルールの導入。  
 （例：緊急連絡先の「父親記入の義務化」や父親の育児休暇取得促進。）

### ◇中年層（30代～50代）の主な意見

- 育児・介護サービスの充実

保育所や介護施設の整備を進め、アクセスの良い支援体制を構築。  
 （例：地域密着型の施設を増設。保育・介護職員の賃金改善による人材確保。）

- 働く環境の改善

育児や介護中の働く世代が安心して仕事と両立できる仕組みを整える。  
 （例：家事代行や育児サポートを受けられる補助金の提供。男性の育休取得率向上を目指した啓発キャンペーン。）

### ◇高齢層（60代以上）の主な意見

- 地域支援の強化

高齢者が育児や介護支援に参加できるような制度設計を提案。  
 （例：地域ボランティア活動の活性化やシルバー人材活用の支援。）

- 世代間の助け合いを推進

多世代が協力して共育で社会を実現するための施策。  
 （例：高齢者が孫世代の育児を支援する仕組みの導入。）

### ◇全世代共通の主な意見

- 柔軟な働き方の導入

テレワークや短時間勤務制度の推進により、仕事と家庭の両立を容易にする。  
 （例：テレワーク設備導入を支援する企業補助。）

- 公共キャンペーンの展開

家庭内の家事・育児の平等な分担を促す啓発活動を実施。  
 （例：「育児も介護もみんなの責任」をテーマにしたキャンペーン。）

- 心理的支援の拡充

育児や介護でストレスを抱える人々を対象に、心理相談やメンタルケア（精神面での援助や介護）サービスを提供。

（例：精神的サポートを提供する24時間ホットラインの設置。）

### 3. 困難な問題を抱える女性への支援について

#### ◇若年層（10代～20代）の主な意見

- 声を上げやすい環境づくり
 

女性が困難を相談しやすくするための支援体制を強化。  
(例:定期的な意識調査や、偏見のない相談窓口の設置。)
  - 相談窓口の充実
 

相談が気軽に行えるよう、SNS やオンラインでの窓口設置を提案。  
(例:匿名で利用可能な相談環境施設やチャットサービス。)
- 

#### ◇中年層（30代～50代）の主な意見

- 職場環境の改善と教育
 

働きながら家庭生活を送る女性が直面する課題を解決するため、職場での意識改革を推進。  
(例:職場でのモラル研修の徹底。働きやすい職場環境を目指す制度改革。)
  - 偏見の払拭と啓発活動
 

男女平等の意識を高める教育や啓発キャンペーンを実施。  
(例:学校や地域でのジェンダー（生物学的な性差）教育やメディアを活用した広報活動。)
- 

#### ◇高齢層（60代以上）の主な意見

- 地域支援の強化
 

高齢世代が困難を抱える女性をサポートする取り組みを提案。  
(例:地域コミュニティでの相談窓口や、支援活動に高齢者を巻き込む施策。)
  - 多世代連携の促進
 

高齢世代と若年世代が協力し合い、女性支援の基盤を作る。  
(例:世代間での情報共有と意識向上を図る研修会・集会。)
- 

#### ◇全世代共通の主な意見

- 相談窓口の拡大と支援体制の強化
 

女性専用の相談窓口を県内各地に設置し、24 時間対応を可能にする。  
(例:市役所や公共施設への窓口設置。電話やオンラインでの相談体制の充実。)
- 加害者対策
 

女性支援と併せて、加害者への教育や再発防止プログラムを実施。  
(例: DV 加害者向けの更生プログラムやカウンセリングサービス。)
- メンタルヘルスのケア
 

困難な問題に直面した女性への心理的支援の拡充。  
(例:精神的治癒の専門家によるサポートや無料カウンセリングの提供。)

#### 4. その他について

##### ◇若年層（10代～20代）の主な意見

- 多様な悩みへの共感的な対応

課題：若い世代が性別を問わず直面する悩み（例：性別役割、職場での扱い）を表現しづらい。

提案：男女問わず意見交換ができる「共感サポートカフェ」の設置。

オンライン掲示板やSNSを活用した若者向けサポートフォーラムの運営。

専門家によるカウンセリング研修会や集会。

- 子育てとキャリア形成の両立支援

課題：若い親世代が子育てと仕事を両立するための職場環境が不十分。

提案：「パパ育休チャレンジ事業」の導入（モデル企業選定、補助金付与）。

職場内託児スペース設置に対する県補助金制度。

##### ◇中年層（30代～50代）の主な意見

- 経済的負担軽減のための支援

課題：育児や介護を担う中年層の多くが経済的に苦しい状況にある。

提案：「育児・介護一時支援給付金」の拡充。

パートタイム雇用者の社会保険料軽減措置。

子どもの学費補助金や医療費助成プログラム。

- 地域活性化と交通インフラ

課題：地域間の格差が男女共同参画の妨げになっている。

提案：新幹線の早期開通に向けた整備計画策定。

地方公共交通の利用促進キャンペーン。

##### ◇高齢層（60代以上）の主な意見

- 高齢者による地域支援

課題：高齢世代が持つ知識や経験を活かした支援体制が不足。

提案：「シルバーサポーター制度」の創設

高齢者による子育て支援ボランティア。

地域ごとの高齢者相談窓口の充実。

- 養育費補助の拡充

課題：子育て家庭の経済的負担が大きい。

提案：養育費補助を所得に応じて段階的に支給。

子ども手当のさらなる充実。

##### ◇全世代共通の主な意見

- 24時間体制の相談窓口

課題：緊急時に対応できる相談窓口が不足。

提案：24時間対応の電話窓口設置。

AIチャットボットを利用したオンライン相談サービス。

- 子ども時代からのジェンダー教育

課題：男女平等意識が教育現場で十分に浸透していない。

提案：学校教育にジェンダー（生物学的な性差）平等の授業を組み込む。

地域イベントでの「多様性フェスティバル」の開催。

## 第3章 調査票

### 令和6年度愛媛県男女共同参画に関する意識調査

#### モニターの皆様へのお願い

本アンケートには、一般に公開していない情報が含まれる場合があります。  
**本アンケート内で知り得た情報について、決して第三者に口外しないよう、お願いします。**

#### 「第三者への口外」に含まれる例

- ・ 口頭、電話、メール等で友人・知人に話す
- ・ SNSやブログ、掲示板等に書き込む
- ・ その他、手段を問わず、情報を第三者に伝達する行為

#### 注意事項

- ・ 複数のアンケート画面を開くと、正常に回答できません。  
アンケートはひとつずつご回答ください。
- ・ アンケートへの回答は、「動作環境」に記載の環境からお願いします。
- ・ 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人である方は、必ず保護者その他の法定代理人に同意を得た上でご参加ください。アンケートの途中に同意をいただく場面が生じた場合も、個別に保護者その他の法定代理人に同意を得ていただくよう、お願いします。
- ・ 回答結果は、当社の「個人情報保護方針」に基づいて取り扱います。
- ・ 回答結果は、性別・年齢・居住都道府県等を付記した上で、本アンケートの依頼主に提供されます。
- ・ 本アンケート内で個別に同意を得ない限り、氏名・メールアドレス等の個人を特定できる情報を削除または加工（暗号化を含みます）せずに依頼主に提供することはありません。
- ・ 当社は依頼主から回答や分析結果の一部を取得して、後日別の調査の案内を送付するために利用することができます。
- ・ 回答内容や分析結果に健康情報や疾患傾向等の要配慮個人情報が含まれていた場合、当社が当該要配慮個人情報を取得することがあります。

上記の内容をご確認いただき、同意してご協力いただける場合のみ、「同意し、アンケート開始」を押してアンケートを開始してください。

同意し、アンケート開始

### 第3章 調査票

あなた自身のことについて、お尋ねします。

**SC1**  
**必須** あなたの住まいを教えてください。

- 1. 松山市
- 2. 今治市
- 3. 宇和島市
- 4. 八幡浜市
- 5. 新居浜市
- 6. 西条市
- 7. 大洲市
- 8. 伊予市
- 9. 四国中央市
- 10. 西予市
- 11. 東温市
- 12. 上島町
- 13. 久万高原町
- 14. 松前町
- 15. 砥部町
- 16. 内子町
- 17. 伊方町
- 18. 松野町
- 19. 鬼北町
- 20. 愛南町
- 21. 愛媛県外

次へ

**SC2**  
**必須** あなたの性別を教えてください。

- 1. 男
- 2. 女
- 3. 回答しない

次へ

### 第3章 調査票

**SC3** **必須** あなたの年齢を教えてください。

- 1. 17歳以下
- 2. 18~19歳
- 3. 20~29歳
- 4. 30~39歳
- 5. 40~49歳
- 6. 50~59歳
- 7. 60~69歳
- 8. 70~79歳
- 9. 80歳以上

次へ

**SC4** **必須** あなたの職業は何ですか。

- 1. 農林漁業
- 2. 自営業
- 3. 勤め人（常勤、フルタイム）（会社役員を含む）
- 4. 勤め人（パート、アルバイト、嘱託他）
- 5. 主婦・主夫
- 6. その他（学生等）
- 7. 無職

次へ

**SC5** **必須** あなたは結婚していらっしゃいますか。

- 1. 結婚している
- 2. 結婚していない（パートナーと暮らしている）
- 3. 離別
- 4. 死別
- 5. 未婚

次へ

SC6  
必須

あなたに、お子さんはいらっしゃいますか。

- 1. いる
- 2. いない

次へ

SC7  
必須

現在、あなたのご家庭は、次のどれにあたりますか。

- 1. 単身世帯（1人）
- 2. 夫婦世帯
- 3. 2世代世帯（親と子など）
- 4. 3世代世帯（親と子と孫など）
- 5. その他

次へ

このアンケートは、愛媛県が県内にお住まいの18歳以上の方を対象に、日常生活における性別役割分担等について、県民の皆さんのが日頃どのようにお考えになっているかをお聞かせいただいて、今後の男女共同参画に関する施策推進に役立てることために実施します。

SC8  
必須

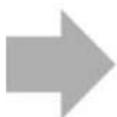
以降の設問には、ドメスティック・バイオレンス(DV)等についての聴取や性的表現が含まれる文章等がある場合があります。ご回答いただいた内容は、楽天インサイトのクライアントおよびプロジェクト関係者に提供され、本プロジェクトの分析にのみ利用します。この内容を基に、ご回答された方を特定しようしたり、直接、広告・販促を実施したりすることはありません。同意いただける場合のみ、回答を進めてください。

- 1. 同意して、回答する
- 2. 回答しない

次へ

## 男女平等の意識について、お尋ねします。

**Q1** あなたは、これらの言葉を御存知ですか。アからシのそれぞれの言葉について、該当するものを二つ選んでください。



	1. よく知 つて いる	2. 知 つて いる	3. 言葉 くらい は聞 いた こと が有 る	4. 知 ら な い
ア 男女共同参画社会 ➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ 女性活躍推進法 ➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ 愛媛県男女共同参 画推進条例 ➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ 愛媛県男女共同参 画推進委員制度・苦情 処理機関 ➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ 愛媛県男女共同参 画センター ➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ 配偶者暴力相談支 援センター ➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ えひめ性暴力被 害者支援センター（ひめ ここ） ➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ク ワーク・ライフ・ バランス（仕事と生活 の調和） ➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ケ ドメスティック・ バイオレンス（D V） ➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
コ デートD V（交際 相手からのD V） ➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
サ ジェンダー平等 ➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
シ 「ひめボス宣言事 業所」認証制度 ➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

### 第3章 調査票

**Q2** あなたは、次の各分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。アからキのそれぞれの分野について、該当するものを一つ選んでください。

	1.	2.	3.	4.	5.	6.
男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	
ア 家庭の中で ➔	<input type="radio"/>					
イ 職場の中で ➔	<input type="radio"/>					
ウ 地域社会の中で (町内会、自治会など)	<input type="radio"/>					
エ 社会通念や慣習や しきたりなど ➔	<input type="radio"/>					
オ 法律や制度のうえ で ➔	<input type="radio"/>					
カ 政治の分野で ➔	<input type="radio"/>					
キ 学校教育の分野で ➔	<input type="radio"/>					

次へ

### 第3章 調査票

**Q3 必須** 新聞、ラジオ、テレビやインターネット、SNS等のメディアにおける性別役割分担や性、暴力の表現について、あなたはどのようにお考えですか。あなたのお考えに近いものをすべて選んでください。

#### (1). 新聞、ラジオ、テレビ、雑誌媒体について

- 1. 男女の性別役割分担（「男は仕事、女は家庭」など）を固定的に発信している
- 2. 女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている
- 3. 女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ
- 4. 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている
- 5. ヌード写真など、「性」を商品化した内容が扱われることで、女性の人権侵害等につながる恐れがある
- 6. 性的な表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない
- 7. 「女子アナ」「女医」といった女性にだけ用いられる表現を使用している
- 8. 外見や若さのみで評価するなどルッキズム（外見を重視する価値観）を助長している
- 9. その他
- 10. 特に問題はない
- 11. わからない

#### (2). インターネット、Facebook・Instagram・LINE等のSNS、YouTube等について

- 1. 男女の性別役割分担（「男は仕事、女は家庭」など）を固定的に発信している
- 2. 女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている
- 3. 女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ
- 4. 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている
- 5. ヌード写真など、「性」を商品化した内容が扱われることで、女性の人権侵害等につながる恐れがある
- 6. 性的な表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない
- 7. 「女子アナ」「女医」といった女性にだけ用いられる表現を使用している
- 8. 外見や若さのみで評価するなどルッキズム（外見を重視する価値観）を助長している
- 9. その他
- 10. 特に問題はない
- 11. わからない

次へ

男女の人権について、お尋ねします。

**※問4へは、現在、夫や妻（事実婚や単身赴任など別居中を含む）、生活の本拠を共にする交際相手のいらっしゃる方がお答えください。いらっしゃらない方は、問5へお進みください。**

- Q4 あなたはこれまでに、あなたの夫や妻（事実婚や単身赴任など別居中を含む）、生活の本拠を共にする交際相手から、次のような行為をうけたり、されたことがありますか。次のアからエのそれぞれについて、該当するものを一つ選んでください。

➡	1. 何度もあつた	2. 1、2度あつた	3. まったくない	
ア 身体的暴行（例：なぐったり、けつたり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ 心理的攻撃（例：人格を否定するような暴言、交友関係や行先、電話・メールなどを細かく監視したり、長時間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないか恐怖を感じるような脅迫）	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ 経済的圧迫（例：給料や貯金を勝手に使われる、生活費を渡さない、デート代や生活費を無理やり払わされるなど）	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ 性的強要（例：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ画像を見せられる、避妊に協力しないなど）	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

### 第3章 調査票

Q5 女性に対する暴力をなくすためにはどうしたらよいと思いますか。あなたのお考えに近いものを三つまで選んでください。

- 1. 法律・制度の制定や見直しを行う
- 2. 犯罪の取締りを強化する
- 3. 捜査や裁判での担当者に女性を増やし、被害女性が届けやすいようにする
- 4. 被害女性を支援し、暴力に反対する市民運動を盛り上げる
- 5. 被害女性のための相談所や保護施設を整備する
- 6. 家庭における男女平等や性についての教育を充実させる
- 7. 学校における男女平等や性についての教育を充実させる
- 8. 新聞、ラジオ、テレビやインターネット等のメディアが倫理規定を強化する
- 9. 過激な内容のDVD、ゲームソフト、インターネット映像等の販売、貢出や配信を制限する
- 10. ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者に対する支援体制を強化する
- 11. その他
- 12. 特に対策の必要はない
- 13. わからない

次へ

困難な問題を抱える女性への支援について、お尋ねします。

Q6 あなたはこれまでに、**あなた自身**、もしくは**身近な女性**で、女性であることを理由として以下のようないくつかの困難な問題を経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。当てはまるものすべて選んでください。

- 1. 配偶者・パートナー・恋人から、「身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要」を受けたことがある
- 2. 配偶者・パートナー・恋人以外から、「身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要」を受けたことがある
- 3. 性的な被害や問題を抱えたことがある（セクシャルハラスメント、性被害、予期せぬ妊娠など）
- 4. 経済的な困りごとを抱えたことがある（失業、転職、家計の急変など）
- 5. 健康に関わる不安や問題を抱えたことがある（病気、ケガ、精神的な問題など）
- 6. 家庭に係る問題を抱えたことがある（配偶者や家族等との不仲、家族の問題行動など）
- 7. 職場や学校、地域での人間関係等に係る問題を抱えたことがある（いじめ、ハラスメント、孤立、トラブルなど）
- 8. 住まいや居場所に係る問題を抱えたことがある（病気や障がい等を理由に住まいが借りられない、事情があり住まいを転々としているなど）
- 9. 障がいがあることから、更に困難な問題を抱えたことがある
- 10. 外国人やルーツが外国であることから、更に困難な問題を抱えたことがある
- 11. その他
- 12. どれも該当しない

**※問6のうち、あなた自身の経験として一つでも該当するとお答えになった方は問7へお進みください。  
それ以外の方は問9へお進みください。**

**Q7 (問6のうち、あなた自身の経験として一つでも該当するとお答えになった方にお聞きします。)**

**※あなたが見聞きした問題の場合には、回答不要です。)**

あなたは、これまでに、問6のような問題について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。当てはまるものすべて選んでください。

- 1. 警察に相談した
- 2. 人権擁護委員に相談した(法務局、地方法務局の人権相談窓口を含む)
- 3. 配偶者暴力相談支援センター(県福祉総合支援センター、県男女共同参画センター、新居浜市配偶者暴力相談支援センター)に相談した
- 4. えひめ性暴力被害者相談支援センター(ひめここ)に相談した
- 5. 行政の相談窓口(県・市町の担当課、福祉事務所、保健所(保健センター)等)に相談した
- 6. 保育所、幼稚園、学校等に相談した
- 7. その他の公的な機関に相談した
- 8. 民間の機関(弁護士会、法テラス、N P Oなど)に相談した
- 9. 医師に相談した
- 10. 家族に相談した
- 11. 友人・知人に相談した
- 12. どこ(だれ)にも相談しなかった
- 13. その他

次へ

**Q8 (問7のうち、あなた自身の経験として「12どこ(だれ)にも相談しなかった」とお答えになった方にお聞きします。)**

相談しなかった理由について、当てはまるものすべて選んでください。※あなたが見聞きした問題の場合には、回答不要です。

- 1. 相談するほどのことでないと思ったから
- 2. 相談する勇気が出なかつたから
- 3. 相談した後の影響が不安だったから(周りに知られる、被害がより大きくなるなど)
- 4. 相談しても思うような対応が期待できないと思ったから
- 5. 相談するよりも早く忘れないと思ったから
- 6. 自分にも悪いところがあると思っていたから
- 7. 相談先を知らなかつたから
- 8. 以前相談したが、その際に嫌な思いをしたから
- 9. その他

次へ

### 第3章 調査票

**Q9** 問6のような困難な問題を抱えている女性の相談支援体制について、整備されていると思いますか。次のなかから一つ選んでください。

- 1. 思う
- 2. 思わない
- 3. わからない

次へ

**Q10** 問6のような困難な問題を解決するために、どのような支援や環境があればよいと思いますか。  
**必須** 当てはまるもの三つまで選んでください。  
※すでに困難な問題が解決している方は、解決する前の状況としてお答えください。

- 1. 自分の困りごとをなんでも相談でき、具体的な支援につながることができる窓口（相談窓口等に一緒に行ってくれるなど）
- 2. 休日・夜間を含む24時間対応可能な相談窓口
- 3. メールやSNSなどによる相談窓口
- 4. 利用できる支援制度の情報提供
- 5. 同じような悩みをもつ人と出会える場所
- 6. 相談・支援を受けている間の寄り添いや見守り
- 7. 自分の困りごとに気づいて声をかけてくれる人や支援機関（団体等による夜間見回り、街頭での声掛けなど含む）
- 8. 生活のための経済的援助
- 9. 就労の支援（資格取得等の働くための支援や就職先を探すサポート）
- 10. カウンセリング等の心理学的支援
- 11. 弁護士等による法的支援
- 12. その他

次へ

#### 防災について、お尋ねします。

**Q11** あなたは、お住まいの地域の自治会、町内会などが防災活動（防災訓練や避難所の運営等）を行っていることをご存じですか。該当するものを一つ選んでください。

- 1. 知っている
- 2. 知らない

次へ

### 第3章 調査票

※問11のうち、「1知っている」とお答えになつた方は、問12へお進みください。それ以外の方は問13へお進みください。

**Q12 必須** 自治会、町内会など地域の防災活動（防災訓練や避難所の運営等）における男女の活動について、あなたはどうのようにお考えですか。あなたのお考えに近いものを次の中から二つまで選んでください。

- 1. 男性の参加が少ない
- 2. 女性の参加が少ない
- 3. 男性の意見が反映される場が少ない
- 4. 女性の意見が反映される場が少ない
- 5. 男女の仕事の分担が偏っている
- 6. 現状で特に問題はない
- 7. その他
- 8. わからない

次へ

教育について、お尋ねします。

**Q13 必須** 教育について、次のような考え方をどう思われますか。アからエのそれぞれの項目について該当するものをそれぞれ一つ選んでください。

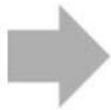


	1. そう思う	2. どちらかといえばそう思う	3. どちらともいえない	4. どちらかといえばそう思わない	5. そう思わない
ア 男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつけるのがよい ➡	<input type="radio"/>				
イ 学校での男女別の制服や並び方、色分け、呼び分けなどの習慣をなくした方がよい ➡	<input type="radio"/>				
ウ 女性は文系、男性は理系の分野が向いている ➡	<input type="radio"/>				
エ 知的な能力は、性別による差よりも個人差の方が大きい ➡	<input type="radio"/>				

次へ

## 家庭生活等について、お尋ねします。

**Q14 必須** 結婚、家庭、離婚について、あなたのお考えをお伺いします。アから力までの各項目ごとに「そう思う」「どちらともいえない」「そう思わない」など五つの選択肢の中から**それぞれ一つ選んでください。**



	1. そう思う	2. どちらかといえどもそう思う	3. どちらともいえない	4. どちらかといえども思わない	5. そう思わない
ア 結婚は個人の自由であるから、人は結婚してもしなくてもどちらでもよい	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ 夫婦が別姓を名乗るのを認めた方がよい	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方方に賛成である	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ 仕事を持っている場合でも、家事・育児は女性がする方がよい	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ 一般に今の社会では離婚すると女性の方が不利である	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ 結婚したら、子どもを持つべきだ	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

**Q15-1 必須** 家庭内の家事・育児・介護の分担について、あなたはどうお考えでしょうか。あなたの考え方について、近いものを次のなかから**二つ選んでください。**

- 1. 主として女性が受け持つ方がよい
- 2. 男女が共同して分担する方がよい
- 3. 主として男性が受け持つ方がよい
- 4. 性別ではなく、経済力（給与収入等）で分担を決める方がよい（収入の少ない方が、多く分担するなど）
- 5. その他
- 6. わからない

次へ

### 第3章 調査票

Q15-2 育児・介護に対する社会支援について、あなたはどうお考えでしょうか。あなたの考え方によいものを次の中から一つ選んでください。  
**必須**

- 1. 基本的に家族が行うべきである
- 2. 女性の活躍を促進する観点からも社会による保育や介護サービスなどの積極的な支援が必要である
- 3. その他
- 4. わからない

次へ

**※問16、17へは、現在、夫や妻（事実婚や単身赴任など別居中を含む）などのご家族がいらっしゃる方がお答えください。いらっしゃらない方は、問16/問17をスキップし、問18へお進みください。**

Q16 実際のあなたのご家族の生活として一番近い姿はどれですか。次の中からあてはまるものを一つ選んでください。

- 1. 男性は仕事、女性は家事、育児、介護（以下家事等と表現する）を担当している
- 2. 男性は仕事、女性は家事等に差し支えない範囲で仕事をしている
- 3. 男女ともに仕事をし、家事等は主に女性が担当している
- 4. 男女ともに仕事をし、家事等もお互いに協力して行っている
- 5. 男女ともに仕事をし、家事等は主に男性が担当している
- 6. 女性は仕事、男性は家事等を担当している
- 7. 女性は仕事、男性は家事等に差し支えない範囲で仕事をしている
- 8. 男女ともに仕事をし、家事等は他の家族や民間のサービスなどに任せている
- 9. その他

次へ

**※問16、17へは、現在、夫や妻（事実婚や単身赴任など別居中を含む）などのご家族がいらっしゃる方がお答えください。いらっしゃらない方は、問16/問17をスキップし、問18へお進みください。**

Q17 問16でお答えいただいた実際のご家族の生活の姿について、あなたはどのように感じていますか。次の中からあてはまるものを一つ選んください。

- 1. 十分満足している
- 2. ある程度満足している
- 3. 満足していない

次へ

### 第3章 調査票

Q18 今後、男性が女性とともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加していくために  
**必須** は、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から三つまで選んでください。

- 1. 男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2. 男性が家事・育児などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3. 男女ともに、同程度の経済力（給与収入等）を有すること
- 4. 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 5. 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること
- 6. 社会の中で、男性による家事・育児などについてもその評価を高めること
- 7. 男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること
- 8. 労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどのＩＣＴを利用した多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 9. 男性の家事・育児などについて、啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行うこと
- 10. 男性が家事・育児などを行うための仲間（ネットワーク）作りをすすめること
- 11. その他
- 12. わからない

次へ

女性活躍について、お尋ねします。

Q19 あなたは、次にあげるような役職や公職に女性が「もっとついた方がよい」と思いますか。  
**必須** アからカの項目ごとに、次の中からそれぞれ一つ選んでください。

	1.	2.	3.			
				そう思 う	そう思 わない	わ か ら な い
ア 町内会長、自治会 長	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
イ P T A会長	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
ウ 職場の管理職	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
エ 県や市町村の審議 会委員	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
オ 知事や市町村長	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
カ 国、県、市町村の 議会議員	➡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

次へ

### 第3章 調査票

**Q20** 政治・経済・地域・家庭などの各分野で、女性のリーダーを増やすときに障がいになるものは何  
**必須** だと思いますか。次の中からあなたのお考えに近いものを二つまで選んでください。

- 1. 上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと
- 2. 現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと
- 3. 女性自身がリーダーになることを希望しないこと
- 4. 長時間労働の改善が十分ではないこと
- 5. 企業などにおいては、管理職になると広域異動が増えること
- 6. 保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと
- 7. 保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと
- 8. その他
- 9. わからない

次へ

**Q21** 「意思決定の場等における男女間の格差を改善するため、有能な女性を積極的に役職等に登用するなど、特別な措置を講じる必要がある。」という考え方（ポジティブ・アクション）がありますが、あなたはこのことについてどうお考えでしょうか。次の中からあなたのお考えに最も近いものを一つ選んでください。

- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらともいえない
- 4. どちらかといえばそう思わない
- 5. そう思わない

次へ

**Q22** 愛媛県では、女性が職業を持ち、働き続けていくために必要な条件が整っていると思いますか。  
**必須** 次の中から一つ選んでください。

- 1. 十分整っている
- 2. ある程度整っている
- 3. あまり整っていない
- 4. 整っていない

次へ

### 第3章 調査票

Q23 女性が職業を持ち、働き続けていくために、家庭・社会・職場において現在不足しているものは  
**必須** 何だと思いますか。次のなかから三つまで選んでください。

- 1. 保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備
- 2. 地域社会全体で子育てを応援するという風土や雰囲気
- 3. 介護支援サービスの充実
- 4. 家事・育児支援サービスの充実
- 5. 男性の家事参加への理解・意識改革
- 6. 女性が働き続けることへの夫や家族など身内の理解・意識改革
- 7. 女性が働き続けることへの上司や同僚など職場の理解・意識改革
- 8. 男女が平等に収入を得られる賃金体系の確立（男女間賃金格差の解消）
- 9. 男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方の充実
- 10. 職場における育児・介護との両立支援制度の充実
- 11. 短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入
- 12. 育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止
- 13. その他
- 14. わからない

次へ

Q24 今後、どの分野での女性活躍が重要だと感じますか。当てはまるものすべて選んでください。  
**必須**

- 1. 政治
- 2. 行政
- 3. 雇用（民間企業）
- 4. 農林水産業
- 5. 教育・研究
- 6. 地域（自治会やPTA等）
- 7. 防災・復興
- 8. その他

次へ

### 第3章 調査票

**Q25 必須** 愛媛県では、女性活躍及び仕事と家庭生活の両立支援に取り組む企業・事業所を「ひめボス宣言事業所」として認証し、県内に、性別を問わず誰もがいきいきと活躍できる魅力的な職場が増えよう、企業等の取組みを後押ししています。  
あなたは、女性活躍の推進や仕事と家庭生活の両立支援などに取り組む企業等について、どのようなイメージをお持ちですか。次の中から三つまで選んでください。

- 1. 好印象を持っている
- 2. 自分も働いてみたいと思う
- 3. 商品を購入したり、サービスを受けたりしたいと思う
- 4. 男女問わず優秀な人材が活躍できる会社であると思う
- 5. 仕事と家庭が両立しやすい会社であると思う
- 6. 社会全体に活力や良い影響を与えていると思う
- 7. 男性のポストが減るなど、男性が活躍しづらくなると思う
- 8. あまり良い印象はない
- 9. 特に何も思わない
- 10. わからない
- 11. その他

次へ

#### 男女共同参画社会について、お尋ねします。

**Q26 必須** 男女共同参画社会を形成していくために、今後行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次の中からあなたのお考えに近いものを三つまで選んでください。

- 1. 男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う
- 2. 女性を政策決定の場に積極的に登用する
- 3. 民間企業・団体などの管理職に女性の登用が進むよう支援する
- 4. 地域の組織や団体の女性リーダーの育成を支援する
- 5. 女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する
- 6. 従来、女性が少なかった分野（研究職、防災関係など）への女性の進出を支援する
- 7. 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する
- 8. 学校教育や社会教育・生涯学習の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する
- 9. 労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進める
- 10. 子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する
- 11. 子育てや介護中などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
- 12. 男女の平等と相互の理解や協力についてPRする
- 13. 女性に対する暴力の根絶や、困難な問題を抱える女性を支援するための取組を進める
- 14. その他
- 15. わからない

次へ

### 第3章 調査票

#### Q27-1 ジェンダーギャップ解消について

性別に関わらず、男女が平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていく社会を実現するために、愛媛県はどのような事業を実施すべきと考えますか。

次へ

男女共同参画社会の実現のため、愛媛県はどのような事業を実施すればよいと思いますか。  
御自由にお書きください。

#### Q27-2 共働き・共育て社会の実現について

仕事と育児・介護の両立や、家庭内の家事等のシェアを推進するために、愛媛県はどのような事業を実施すべきと考えますか。

次へ

男女共同参画社会の実現のため、愛媛県はどのような事業を実施すればよいと思いますか。  
御自由にお書きください。

#### Q27-3 困難な問題を抱える女性への支援について

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難に直面することが多いことに鑑み、県では、新法に基づく新たな計画を策定したところですが、今後、愛媛県はどのような事業を実施すべきと考えますか。

◆愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画 のWEBサイト  
<https://www.pref.ehime.jp/page/7033.html>

次へ

### 第3章 調査票

男女共同参画社会の実現のため、愛媛県はどのような事業を実施すればよいと思いますか。  
御自由にお書きください。

Q27-4 その他について

今後、愛媛県はどのような事業を実施すべきと考えますか。

次へ

アンケートにご回答いただき、ありがとうございました。

【男女共同参画に係る意識調査】の獲得ポイント

○○ポイント

閉じる



**男女共同参画に関する意識調査  
結果報告書（概要版）  
(令和6年度)**

**令和6年12月**

**愛媛県 保健福祉部生きがい推進局  
子育て支援課 少子化対策・男女参画室  
〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2  
TEL (089) 912-2332  
委託先：株式会社サーベイリサーチセンター**